

情 個 審 第 2 1 号

令和6年9月26日

茨城県教育委員会
教育長 柳橋 常喜 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年1月12日付け義教諮問第1号、高教諮問第1号及び特教諮問第1号で諮問の
ありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「茨城県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（平成24年度分）」
部分開示決定に係る審査請求事案

（情報公開諮問第195号）

（情報公開答申第183号）

第1 審査会の結論

実施機関が平成29年10月27日付け義教指令第8号、同日付け高教指令第5号及び同日付け特教指令第11号により行った部分開示決定については、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これらを取り消し、当該部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成29年8月27日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

茨城県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）

なお大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件（判例タイムズNo.1254（2008.1.15）151頁）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行○第〇〇〇号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751、117頁））（いずれも確定）など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。

2 実施機関の決定及び通知

平成29年10月27日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定した上で、同表の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分を、同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け義教指令第8号、高教指令第5号及び特教指令第11号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年12月7日、審査請求人は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例の目的について（反論書）

条例の制定目的について、条例が日本国憲法第21条の表現の自由に関わる「知る権利」の具体化であることを明示している。

また、情報公開制度は、県が県民に対しその諸活動の状況を説明する責務（県の説明責任（アカウンタビリティ））を全うするための重要な制度である。情報公開制度を通じて、県が保有する情報が広く公開されることにより、県民一人ひとりがこれを検証し、吟味することが可能となるものであり、これにより、県民の的確な理解と批判に支えられた、県民参加による公正で民主的な県政運営に資することとなるものである。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

ア 審査請求書

(ア) 大阪高等裁判所平成18年12月22日判決等においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。上記の各判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則開示とされてきている。不開示が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部に過ぎない。

(イ) 条例第7条第2号ただし書ウの公務員の職務遂行情報は、同号本文に該当していても開示せねばならないはずである。それは、上記の各司法判断において、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、公にしても当該公務員の「権利利益を害するおそれがあるもの」などとも言えないはずである。

また、最高裁判所はじめ、各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定の場合と個人識別型の規定の場合とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定の場合においても、最高裁判所平成15年12月18日判決においては、公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとされている。

(ウ) 以上により、個人識別型の条例を持つ自治体においても、プライバシー型の兵庫県及び神戸市同様、体罰事故報告書においては、教員名も含め開

示されるべきである。条例の「当該職務遂行の内容に係る部分」には、加害教員の氏名も含まれると考えるべきである。

(エ) よって、加害教員の氏名は本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の不開示は認められない。

また、加害教員の識別可能性を理由とした市町村名、教育長名、学校名等の不開示は認められず、割印、文書番号、担当学年なども同等であり、その他条例に照らして違法な不開示の範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。市町村名、教育長名、学校名の不開示など、関連判決を真摯に理解した上での不開示決定とは、到底思われない。

(オ) 上記(エ)で列記した市町村名、教育長名、学校名、割印、文書番号、担当学年等の情報を開示すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点については、関連判決に照らして不開示が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであり、これらを除けば、「特定の個人が識別され得るもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。

なお、関連判決では、個人特定のための「他の情報」については、学校関係者など「特定人基準」を採るのではなく、原則として「一般人基準」を採ることを求めている。学校名や教員名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えは、関連判決で否定されている。一般人からすれば、児童生徒の特定は、名簿等がなければおよそ不可能というべきだからであり、学校名、教員名からだけでは被害生徒が特定できないことは明らかである。生徒数が極端に少ない学校などの場合には、それに限って例外的な扱いをすれば済むことである。本件処分では一律不開示であり、関連判決の基準に照らして不当で許されない。児童生徒の年齢や学年なども、職務遂行情報としての体罰被害の内容であって、同様に開示されるべきである。

(カ) 条例第7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定するが、同号後段が適用されるのは、個人のカルテや著作物など、高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件文書には適用されない。「聞き取り内容」とされる部分や、被害児童生徒や保護者の発言や動向が広範に不開示とされているが、それだけでは、高度なセンシティブ情報には当たらないのであり、実際の記述内容に照らして病歴などの例外的な事例があれば、それに限って不開示とすれば足りる。

同号後段は、乱用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。

なお、こうした部分を開示しても、それだけでは個人識別にも至らない

ことはいうまでもない。今回のような広範な不開示が当該条項によって正当化されるものではおよそないし、これまでの司法判断でも、このような不開示は認められていない。

イ 反論書

(ア) 条例においては、「公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」は開示されなければならないのであるから、加害教員その他の教職員については、本件開示請求に係る行政文書に記載されている情報が「職務の遂行に係る情報」であるかどうかのみが争点となり、関連判決は、同種の行政文書に記載されている情報について、「職務の遂行に係る情報」であるとしている。

被害児童生徒及びその保護者にとって、被害児童生徒が加害教員から体罰を受けたという情報（加害教員の立場からみれば、加害教員が、被害児童生徒に対し、体罰を行ったという情報）並びに体罰の前後になされた加害教員その他の教職員と被害児童生徒及びその保護者とのやりとりに関する情報は、通常、知られたくないと認められる情報であるといえるから、被害児童生徒及びその保護者を識別することができる限り、条例第7条第2号の保護するプライバシー情報に該当する。

しかし、加害教員が被害児童生徒に対し体罰を行ったという情報は、教育現場における教育指導等の過程で発生するものであって、加害教員その他の教職員との関係でみると、公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であるといわざるを得ないことから、条例第7条第2号により保護するプライバシー情報に該当しない。

本件開示請求に係る行政文書に記載されている情報は、加害教員にとっては、公務員たる教職員の職務の遂行に関する情報であり、そこに公務員個人の私事に関する情報は含まれていないし、違法不当な職務遂行が行われたのか否か、それに対する調査が適切に行われたのか否か、違法不当な職務遂行の再発を防止するためにはいかなる措置が必要であり、かかる措置が適切に講じられているか否かを明らかにすることは、条例の制定目的である県の説明責任にかなうことである。

また、体罰を行った公務員を特定の個人として識別できない形の情報として公開することは、あらゆる公務員の非違行為に係る情報について、その主体である公務員個人の識別情報は公開されないということになりかねないのであって、公務員の職務の遂行に関する情報の公開においては、当該公務員個人のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ないのである。

県民の「知る権利」を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすために、当該体罰を行った公務員を識別することが必要であり、懲戒処分を受けたとか、そのために調査報告されたということは、公務員の立場

を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する情報に該当するということとはできないのである。

したがって、加害教員、学校長その他教員といった「公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」は、開示されなければならない。

(イ) 被害児童生徒及びその保護者にとって、体罰を受けたという情報は、条例第7条第2号の保護するプライバシー情報に該当するが、同号の「特定の個人を識別することができる」に該当するのはどのような場合かということについては、関連判決によれば、モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、「特別な手段方法」、「特別な調査」で取得できる他の情報と関連付けることで特定の個人を識別することができる「可能性」があるというにすぎない場合は除かれ、特殊な知識の持ち主が長時間をかけて上記の関連情報と照合して検討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合は含まれないのである。

また、事件関係者など「特定人」がその情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、不開示の範囲が無限に広がりかねないなどの理由から相当ではなく、「特定人基準」が許されるのは、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合、すなわち、当該被害児童生徒が特異な行動をとったものと認められるようなものや、その名誉を大きく侵害するようなものに限られ、そうでない場合は「一般人基準」によらなければならない。

神戸地方裁判所平成29年3月2日判決においては、一般人基準を採った結果、加害教員の氏名、体罰事故の発生場所、部活動名、部活動名を特定し得るような体罰事故の発生場所、当該被害児童生徒の部活動における役名などは開示されるべきであるとされており、同判決の対象文書と本件開示請求に係る行政文書とは、その内容において共通しているから、同様の開示が求められる。

(ウ) 本件開示請求に係る行政文書の不開示情報が、関連判決法理に照らして、不開示が妥当かどうかの立証責任は、実施機関の側にある。

ウ 再反論書

(ア) 条例第7条第2号前段の解釈において特定人基準を採用し、関連判決を否定している問題性

a 実施機関は、関連判決が一般人基準を採っているにもかかわらず、なぜ特定人基準を採る必要があるのか、具体的説得的に論じるべきであり、「国においても採用されている」から許される、というのは、法律論ではない。裁判例においても、情報公開の実務においても、一般人基準か特定人基準かは、文書や情報の性質に基づいて選択されるべきであるか

ら、学校体罰事故報告書以外の行政文書において、特定人基準が採られることがあっても、そこから直ちに本件開示請求に係る行政文書もそれによい、という解釈は導き得ない。関連判決が参照されるべきである。

また、実施機関は、特定人基準について、「最高裁判所の判例においても否定されているものではない」とするが、学校体罰事故報告書においては、最高裁は「特定人基準を否定していない」のではなく、「一般人基準を採った関連判決を是認した」のである。

- b) また、実施機関は、「担任教諭の氏名や教頭氏名、関係教諭氏名といった情報は、直接被害児童生徒が特定される情報ではないが、既に開示されている情報と組み合わせることによって、被害児童生徒が特定される情報である。」としているが、一般人基準からすれば、特定され得ない。再弁明書においては、特定人基準により不開示の正当化がなされているが、不開示とした部分が開示されると「学校名」が判明し、「事故を目撃していた児童生徒等」も「事故を目撃していない児童生徒等」も、他の情報と照合することで、「事故相手（被害児童生徒）」を特定できるおそれがあるとするものである旨主張しているが、特定人基準が論理的・常識的にみても不自然・非合理であることが自ずと示されている。

「事故を目撃していた児童生徒等」であれ、「事故を目撃していない児童生徒等」であれ、こうした関係者にとってはそもそも「学校名」は自らが属する学校であるから、それが不開示のままであっても、「市町村名、事故発生年月日・時刻、事故の状況、事故の概要」などから、それが自校で起きた体罰事件であることは自明である。そもそも、「事故を目撃していた児童生徒等」にとっては、被害者が誰かも分かっている訳であり、「事故相手（被害児童生徒）」を特定するために開示請求によって体罰事故報告書の開示をする必要はない。

また、「事故を目撃していない児童生徒等」であっても、再弁明書にあるように「事故を目撃していた友人から話を聞くなど」すれば、被害者の特定は容易であって、本人を特定するために開示請求を行う必要はない。こうした関係者が、仮に情報公開請求をし、当該事件の事故報告書を入手したとして、そこからわかることは被害者本人の特定ではなく、それを踏まえた上での事故や学校の対応の具体的あり方、あるいはそこでの記述が真実かどうか、等といったことであり、これらの不開示情報は、条例が定める不開示情報ではなく、情報公開制度の趣旨からすれば、それらは当然開示されるべき情報である。

実施機関の論理は、特定人基準であることだけが問題なのではなく、そもそも論理的に破綻しており、理由にならない。

よって、学校名、校長名、教員名その他同じ論理で不開示とされた部分は、全て理由がない。

- (イ) 当事者の発言を「意見や心情」とし、一律無限定に条例第7条第2号

(後段) 該当としている問題性

- a 条例第7条第2号後段の規定については、総務省の解説によれば、「行政機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別できる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。」とした上で、「しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他個人の正当な権利を害するおそれがあるものが認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」47ページから48ページまで）。」とされている。
- b このことから、条例第7条第2号後段の適用は、例外的で補充的なものとされ、個人識別情報と重疊的に適用されるような性質の規定でもないことが分かる。個人の識別ができない情報であって、不開示が認められるべき情報は、個人が特定できる情報より要保護性が強いものであることは、当然の法理というべきである。
- c また、「権利利益情報」を不開示情報とした趣旨について、より詳細な解説によれば、「一般的には「個人に関する情報」であっても、特定個人を識別できる部分を除外して開示すれば、当該個人の権利利益は害されないと考えられる。しかし、中には、個人識別部分を除いても、なお開示することで個人の正当な利益を害するおそれがあることもあり得よう。このような認識の下、本条1号本文は、個人識別情報に加え、補充的に・・・利益侵害情報を不開示情報とした・・・。」（高橋滋、斎藤誠、藤井昭夫編著「条解行政情報関連三法」266ページ）とされている。本件開示請求に係る行政文書等は、上記の「個人に関する情報」であっても、特定個人を識別できる部分を除外して開示すれば、当該個人の権利利益は害されない」ものの典型である。

さらに、立法経緯に遡っても、「個人に関する情報のうち、社会生活上の情報にあつては、個人識別性がない状態であれば、これを開示しても、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少なくない」（同266ページ及び267ページ）とする考えが基本であったことが分かる。「利益侵害情報の具体例」や判例をみても、個人識別情報とは別の高度にセンシティブな情報であり、「それを無断で開示された場合、単なる不快感にとどまらない精神的苦痛を受ける蓋然性が極めて高い」ものでなければならない。（同267ページから269ページまで）

実施機関の主張するように、体罰事故報告書のようなものにおける関係者の発言を、一般に条例第7条第2号後段該当とする見解は絶無であ

る。

以上のことから、児童生徒の個人特定が可能でない部分を、ただ関係者の発言であることだけをもって、広範に不開示としている本件処分が違法であることは、明白である。

- d 実施機関の行うべきは、本件開示請求に係る体罰事案が、一般の体罰事案と異なる極めて要保護性の高い例外的なものであることを、情報の性質、内容等に応じて、個別具体的に主張し、立証することである。あるいは、不開示部分の中に、精神疾患の既往歴や複雑な家庭事情等の記述があるならば、当該部分に限定して、必要最小限の不開示が必要であることを、説得的に主張立証することである。

しかし、そのような主張立証は行われておらず、一般的、抽象的な主張立証しか行われていない。本件開示請求に係る行政文書の開示部分からだけでも分かるのは、当該事案は、徹底的に不開示情報を秘匿・保護すべきものではなく、児童生徒の氏名及び住所が不開示とされれば十分な一般的な事件であって、関連判決の示すとおりの原則的基準を持ってすれば、十分なものばかりである。

よって、実施機関が行った広範な部分を不開示とする本件処分は違法であることは明らかであって、取り消されるべきである。

(ウ) 関連判決が追加されたことについて

- a 関連判決と同種の結論に至った判決（高知地方裁判所令和3年2月5日判決。以下「令和3年地裁判決」という。）は、不開示事由に係る条文の構造が条例と類似している「個人識別型」の高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号。以下「高知県条例」という。）に係るものであり、参考になる内容を含むものである。
- b 「当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」を「児童生徒の識別可能性」等を理由に不開示とすることは、条文構造上、認められないとしたのは、令和3年地裁判決が明示的に認めた重要な解釈である。これは文言解釈として自然な理解であるが、その背景には、例外として開示すべき事項の必要性・公益性とプライバシー保護の必要性とを衡量し、前者を優先させているからだと理解できる。
- c これまでの関連判決によれば、本件開示請求に係る行政文書に記載されている情報は、加害教員にとっては、「公務員たる教職員の職務の遂行に関する情報」であり、そこに公務員の私事に関する情報は含まれていないし、違法不当な職務遂行が行われたのか否か、それに対する調査が適切に行われたのか否か、違法不当な職務遂行の再発を防止するためにはいかなる措置が必要であり、かかる措置が適切に講じられているか否かを明らかにすることは、条例の制定目的である県の説明責任にかなうことである。

また、体罰を行った公務員を特定の個人として識別できない形の情報

報として公開することは、あらゆる公務員の非違行為に係る情報について、その主体である公務員個人の識別情報は公開されないということになりかねないのであって、公務員の職務の遂行に関する情報の公開においては、当該公務員個人のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ないのである。県民の「知る権利」を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすために、当該体罰を行った公務員を識別することが必要であり、懲戒処分を受けたとか、そのために調査報告されたということは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する情報に該当するということとはできないのである。

これらの法理は、条文構造の違いに関係を持たないもの、あるいは、「知る権利」を具体化したとされる条例にそのまま当てはまるものである。

令和3年地裁判決によれば、本件開示請求に係る行政文書に記載されている情報は、「職務の遂行に係る情報」に該当するため、加害教員、学校長その他教員といった「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、開示されなければならない。

令和3年地裁判決は、情報公開制度の基本理念、条文の全体構造、これまでの関連判決を適切に踏まえた優れた判断といえる。当判決においては、条例第7条第2号本文後段に相当する、高知県条例第6条第1項第2号本文後段該当性が認められないことも明言している。

令和3年地裁判決の対象文書と本件開示請求に係る行政文書とは、内容が共通しており、本件においても、令和3年地裁判決と同様の開示が求められるべきものである。

(3) 審査請求から諮問までに時間を要したことについて

ア 反論書

実施機関は、本件審査請求に対し、3年以上もの間、弁明書を出さず、審査会への諮問もしていない。審査請求人は、何度も促したが、放置された。

なぜ3年以上も審査請求を放置したのか、その原因と再発防止策は何かという点について、実施機関は、弁明書において何も語っていない。3年以上もの審査請求の放置は、適正手続違反として違法といえるレベルであり、国家賠償訴訟が提起されてもおかしくない状況である。本件審査請求においては、本件処分の条例適合性のみならず、この審査の手続面における実施機関の遅滞についても適切に検討されることを求める。

イ 再反論書

実施機関は、再弁明書において、3年以上も遅延した理由として、内部において開示、不開示の考え方の調整に時間を要したことなどが挙げられるとし、再発防止策として、組織的に進捗管理を行うとしているが、毎月のように督促を受けていたにもかかわらず放置した責任の所在を明らかにせず、

「考え方の調整に時間を要した」というだけでは、無責任である。

実施機関において、進捗管理を行っていくことができなかつたため、今後は課長補佐等がこれを行っていくというのであれば、進捗管理を行っていなかつた課長補佐等に責任はないのか。組織として進捗管理を行っていくなど書いても何の担保にもならないではないか。

開示、不開示の考え方は、条例の解釈の問題であり、法律問題であるから、法律論として情報公開の専門部局や法律家の助言を受けるべき問題である。それをせずに部局内の「調整」に委ねるとするのは、法治行政及び情報公開制度についての無知無理解を露呈させているものとして、看過し得ない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書及び再弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨（弁明書及び再弁明書）

本件処分における不開示部分の一部を開示した上で、その余の部分については、本件処分を維持することが妥当であり、本件審査請求を棄却する裁決を求める。

本件審査請求において審査請求人が主張する不開示部分のうち、市町村名、市町村の別、教育長氏名、教育長名、教育長姓、市町村教育委員会教育長の公印印影、指導室長氏名、指導室長姓、指導主事氏名及び県教育委員会職員名については、本件処分を変更し、開示する。

2 弁明の理由

(1) 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、市町村立学校で起きた体罰事案の場合には、当該学校の学校長が市町村教育委員会教育長宛て提出し、その写しが県教育委員会に提出され、県立学校で起きた体罰事案の場合には、県立学校長から県教育委員会宛てに提出される体罰に係る事故内容が記載された学校事故報告書である。

学校事故報告書は、事故の概要、経緯等を記載したものであり、提出後、県教育委員会が学校事故報告書の事故に関する関係教職員に対する懲戒処分について検討する基礎資料となるものである。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

ア 弁明書

条例第7条第2号においては、個人に関する情報であつて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示とされているが、照合の対象となる「他の情報」には、広く一般に入手可能な情報のほか、当該事案においては、本件行政文書として、学校で発生した体罰事案に係る事故の概要、経緯等について記載されており、児童生徒が体罰を受けたという情報は、通常は他人に知られたくないような情報であること、また、被害児童生

徒が特定されることにより、当該児童生徒のみならず、当該児童生徒の保護者がひぼう中傷される可能性が否定できないことから、学校関係者や地域住民など一部の者のみが知り得る情報も含まれるものである。

なお、弁明書には、本件処分における不開示情報の種類ごとの同号該当性についての弁明も記載されているが、下記イの再弁明書における弁明の方が具体的であることから、省略する。

イ 再弁明書

(ア) 条例第7条第2号について

照合の対象となる条例第7条第2号の「他の情報」には、広く一般に入手可能な情報のほか、学校関係者や地域住民等特定の関係者など一部の者であれば保有しているか又は入手可能であると考えられる情報も含まれるものである。

こうした一部の者、特定の者が知り得る情報であっても、個人を識別することができる情報は開示しないという特定人基準の考え方は、国においても採用されているものであり、また、最高裁判所の判例においても否定されているものではない。

(イ) 本件不開示情報について

学校事故報告書は、体罰事案について事故の概要、経緯等が記載されているものであり、体罰を受けた被害児童生徒の心情を考慮すると、当該文書が開示されることによって当該児童生徒が識別されることがあってはならない。

条例第7条第2号においては、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報については、原則として不開示とする旨定められている。本件においても、体罰を受けたという事実は、被害児童生徒にとって通常知られたい個人に関する情報であるとともに、同級生や同部活動生等の身近な人たちにこそ知られたいセンシティブな情報であることから、プライバシー保護の十全を図る必要性があると判断した。

このため、事故相手氏名や事故相手生年月日等の情報は、直接被害児童生徒が特定される情報であるため、不開示とした。

また、多くの体罰事案は、被害児童生徒が何らかの指導を受けていた過程で起きており、本件開示請求に係る行政文書については、既に被害児童生徒に対する指導内容や事故当時の状況、部活動における活動内容、生活態度等が開示されている。担任教諭の氏名や教頭氏名、関係教諭氏名といった情報は、直接被害児童生徒が特定される情報ではないが、既に開示されている情報と組み合わせることによって、被害児童生徒が特定される情報であるため不開示とする。

被害児童生徒や保護者等の心情や意見等については、個人の内心であり、個人の人格に密接に関係する情報であるため、公にすることにより、なお

個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とする。

(ウ) 本件処分の対象文書について

- a 割印（文書1から4まで、7、10から12まで、14から16まで、20から23まで）、文書記号（文書1から26まで）、記号（文書27から41まで、43から51まで）、学校名（文書1から51まで）及び公印印影（文書1から41まで、43から51まで）

割印、文書記号、記号及び公印印影が開示されることにより、学校名が判明し、少なくとも、事故を目撃していた児童生徒等は、既に関示されている市町村名、事故発生年月日・時刻、事故の概況、事故の概要、学校で取った措置などと照合することにより、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがある。

また、事故を目撃していない児童生徒等も、既に関示されている市町村名、事故発生年月日・時刻、事故の概況、事故の概要、学校で取った措置や他の情報（事故を目撃していた友人から話を聞くなど）と照合することにより、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- b 学校長氏名（文書1から3まで、5から25まで）、学校長名（文書4）及び校長氏名（文書26から51まで）

学校長氏名、学校長名及び校長氏名が開示されると、既に関示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- c 事故者氏名（文書1から51まで）、事故者姓（文書1から3まで、9、13、18、20）及び事故者生年月日（文書1から3まで、5、7、9、11から17まで、20から26まで）

事故者氏名及び事故者姓が開示されると、既に関示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

事故者生年月日については、事故者が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であって、同号本文に該当する情報である。

また、事故者生年月日については、職務遂行上の問題に関係するものとはいえず、職務遂行情報ではないことから、同号ただし書ウには該当

せず、また、同号ただし書ア及びイに該当する事情も認められない。

- d 事故者担当学年・組（文書1から2まで、6から8まで、13から16まで、18から22まで、24、26、30、51）、事故者担当教科（文書27から50まで）及び事故者校務分掌（文書26）

事故者担当学年・組、事故者担当教科及び事故者校務分掌が開示されると、既に関示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、事故者氏名が判明し、事故者氏名が判明することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- e 事故発生場所名（文書13、49から51まで）、事故発生場所（郵便番号、住所）（文書13）、事故発生場所（文書2、13、24）、事故発生住所（文書2、13、24）及び事故発生場所住所（文書27、29、30、33から35まで、41、43、44、47、50）

事故発生場所名、事故発生場所（郵便番号、住所）、事故発生場所、事故発生住所及び事故発生場所住所が開示されると、既に関示されている事故発生日・時刻と照合することにより、事故発生場所施設を利用していた学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aのとおり、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- f 教頭氏名（文書2、13、18、21、25）、教頭姓（文書2、3、9、18、20、24）、関係教諭氏名（文書2、13、18、20、21、24）、関係教諭姓（文書2、3、9、10、13、18、24）及びスクールカウンセラー氏名（文書4）

教頭氏名、教頭姓、関係教諭氏名、関係教諭姓及びスクールカウンセラー氏名が開示されると、既に関示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- g 事故相手氏名（文書1から22まで、24から26まで、29、30、32から35まで、38、39、43、44、47、49、51）及び事故相手姓（文書3、9、13、14）

事故相手氏名及び事故相手姓の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- h 事故相手の意見や心情等（文書 2、11、13、15、17 から 19 まで、21、22）、事故相手・事故相手保護者の意見や心情等（文書 4、7、50）、事故相手の意見や心情（文書 6、26）及び事故相手の心情（文書 51）

事故相手の意見や心情等、事故相手・事故相手保護者の意見や心情等、事故相手の意見や心情及び事故相手の心情の情報は、事故相手の事故当時の心境や部活動の反省など個人の内心に関する内容であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- i 保護者の意見や心情等（文書 2 から 7 まで、9、13 から 22 まで、24）、保護者の意見や心情（文書 18）及び祖母の意見や心情等（文書 13）

保護者の意見や心情等、保護者の意見や心情及び祖母の意見や心情等の情報は、事故相手（被害児童生徒）の症状、体罰事故に対する心境、体罰事故後の心境に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- j 事故者の意見や心情等（文書 7）及び事故者の心情（文書 51）

事故者の意見や心情等及び事故者の心情の情報は、事故者の事故に関する反省等個人の内心に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- k 関係生徒の意見や心情等（文書 10、13）及び関係児童意見や心情等（文書 15）

関係生徒の意見や心情等及び関係児童意見や心情等の情報は、関係生徒の事故に関する反省等個人の内心に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- l 事故相手担任氏名（文書 3、4、7、9、11、12、21）及び担任教諭の氏名（文書 17、24）

事故相手担任氏名及び担任教諭の氏名が開示されると、既が開示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- m 学年・組（本件開示請求に係る行政文書の「5 事故発生場所」に記

載のもの。文書5、8、14、16から18まで、20、26)

「5 事故発生場所」に記載してある学年・組は、事故相手（被害児童生徒）の在籍学年・組であり、既に開示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- n 事故相手学年・組（文書1から13まで、15から17まで、19から26まで、51）、事故相手学年（文書2、29から39まで、42から46まで、48、49）、事故生徒学年（文書47）、事故相手組（文書29、30、33、34、38、47）、事故相手クラス（文書49）、学年・組（文書13、14、16から18まで、26）、学年（文書2から4まで、8、9、13、19から21まで、24、25）、組（文書18、21）、事故相手学科名（文書49）、事故相手学科（文書30、33から35まで、39）及び事故生徒学科（文書47）

事故相手学年・組、事故相手学年、事故生徒学年、事故相手組、事故相手クラス、学年・組、学年、組、事故相手学科名、事故相手学科及び事故生徒学科は、事故相手（被害児童生徒）の個人に関する情報であり、既に開示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

- o 事故相手生年月日（文書1から9まで、11から15まで、17から22まで、24、26、47）、事故相手年齢（文書1から9まで、12から26まで）、事故相手出身学校名（文書47）、事故相手住所（文書16、33、34、47）、事故相手電話番号（文書47）、事故相手保護者氏名（文書33、34）、事故相手父母氏名（文書47）、事故相手父母勤務先（文書47）及び事故相手の既往症（文書4）

事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手住所、事故相手電話番号、事故相手保護者氏名、事故相手父母氏名、事故相手父母勤務先及び事故相手の既往症は、個人に関する情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

また、事故相手出身学校名が開示されると、既に開示されている事故発生年月日等の情報や他の情報（職員録など）等と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記aと同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、同号本文に該当し、同号ただ

し書アないしウに該当する事情は認められない。

p 学校住所（文書 7、14 から 16 まで、20）

学校住所を開示することにより、学校名が判明する。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

既に開示されている部活動名、事故発生日・時刻、事故の概況と照合することにより、また、本事故は部活動練習時の事故で、事故相手（被害児童生徒）が複数いることや目撃した児童生徒が複数いることにより、事故相手（被害児童生徒）が判明するおそれがあるため、同号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

q 施設名（文書 13）

本施設は、宿泊学習での体罰事故が起きた施設であり、施設名を開示し、新たに開示する事故者が在籍する学校の市町村名、既に開示されている事故発生日・時刻と照合することにより、事故発生場所施設を利用していた学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

r 学校地図（番号、学校名、施設名及び道路名）（文書 13、18）、
広域地図（文書 13、18）、事故現場地図（市町村名、施設名、道路名及び駅名等が記載されたもの）（文書 18）及び事故現場地図（市町村名、施設名及び道路名等が記載されたもの）（文書 18）

学校地図（番号、学校名、施設名及び道路名）、広域地図、事故現場地図（市町村名、施設名、道路名及び駅名等が記載されたもの）及び事故現場地図（市町村名、施設名及び道路名等が記載されたもの）を開示することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

s 大会名（文書 21）及び対戦相手学校名（文書 21）

大会名及び対戦相手学校名を開示することで、既に開示されている部活動名及び事故発生日・時刻から試合をした学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

t 事故発生教室名（文書 49）

どこの学校にでもある理科室や保健室、職員室などとは異なり、事故

発生教室名を開示することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

u 授業名（文書 4 9）

どこの学校でも行っている国語や体育などとは異なり、授業名を開示することにより、学校名が限定され、さらに既に開示されている事故発生の日時、事故の概要と照合することにより、学校名が判明するおそれがある。

学校名が判明すると、上記 a と同様の理由により、事故相手（被害児童生徒）を特定できるおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情は認められない。

3 結論

上記 1 のとおり、本件処分における不開示部分の一部については開示した上で、その余の部分については、違法又は不当な点はない。

4 審査請求から諮問までに時間を要したことについて

(1) 遅延の原因について

実施機関は、平成 2 9 年 1 2 月 7 日付けで、審査請求人から、行政不服審査法第 2 条の規定に基づく審査請求書を受領し、令和 2 年 1 2 月 1 7 日付けで、審査請求人に対し、弁明書を送付しているが、その間、約 3 年間に要している。

その理由としては、対象文書を保管している教育庁学校教育部義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課の 3 課並びに情報公開に係る指導を担当している総務企画部総務課の間での開示、不開示の考え方の調整に時間を要したことから、組織として弁明書作成の進捗管理が十分に行えず、行政不服審査の遅延が生じたものである。

(2) 再発防止策について

今後、審査請求に関しては、関係課の管理担当グループ課長補佐や総括課長補佐等が進捗管理を行うとともに、教育庁総務企画部総務課においても、定期的に状況を確認するなど、組織として進捗管理を行っていく。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、平成 2 4 年度に県内の市町村立小中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校で発生した教職員による体罰事故に係る事故報告書であると認められ、その内訳は、別表の「文書番号」欄及び「行政文書の名称」欄のとおりである。

2 本件処分の開示・不開示の判断の妥当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号（なお、同号は、個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による条例の改正により、現在では、同条第1号となっているが、以下においては、本件処分時のまま、「第2号」と表記することとする。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

そして、同号アには、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報が、同号イには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が、同号ウには、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分がそれぞれ掲げられている。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

実施機関は、別表中「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる情報について、条例第7条第2号に該当するとして、これらを不開示としている。そこで、以下においては、文書ごとに、不開示とされた情報が同号に該当するかどうか、個別に検討を行うこととする。

なお、茨城県が策定している条例の趣旨及び解釈並びに運用の基準において、同号の「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができることとなるもの」の「他の情報」には、広く一般に入手可能な情報のほか、当該事案に関し、特定の関係者など一部の者のみが知り得る情報も含まれるとされていることを踏まえて、検討を行うこととする。

また、実施機関は、弁明書及び再弁明書において、市町村名、市町村の別、教育長氏名、教育長名、教育長姓、市町村教育委員会教育長の公印印影、指導室長氏名、指導室長姓、指導主事氏名及び県教育委員会職員名については処分を変更し、開示するとしていることから、以下においては、その点も踏まえて検討を行うこととする。

ア 文書1について

実施機関が本件処分により文書1について不開示とした情報は、別表の「文書1」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。
(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、公にすることにより、文書1に記載されている生徒の所属する中学校が所在する市町村が特定される情報であるが、当該市町村が特定されたとしても、当該市町村内の中学校に通う生徒は多数存在するから、当該市町村が特定されることをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、それらを公にすることにより、文書1に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書1について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名、事故者担当学年・組及び事故者姓の部分について

事故者氏名、事故者担当学年・組及び事故者姓の部分については、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名及び事故者姓を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能とな

り得るが、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書1について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、それらを公にすることにより、文書1に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定されても、本件においては、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書1について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、実施機関が本件処分により文書1について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)については、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識

別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

イ 文書2について

実施機関が本件処分により文書2について不開示とした情報は、別表の「文書2」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容、保護者の意見等の情報が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長氏名及び教育長姓の部分について

市町村名、教育長氏名及び教育長姓の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分のうち市町村名及び教育長氏名については、上記ア(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

また、教育長姓の部分についても、上記の市町村名及び教育長氏名の部分と同様に、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、教育長姓の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書2について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 関係教諭学年の部分（2ページ21行目17文字目及び31文字目）について

関係教諭学年の部分（2ページ21行目17文字目及び31文字目）については、他の開示されている情報と照合したとしても特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組、事故相手学年、事故相手年齢、教頭氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、事故者姓及び教頭姓の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組、事故相手学年、事故相手年齢、教頭氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、事故者姓及び教頭姓の部分について、まず、学校長氏名、事故者氏名、教頭氏名及び関係教諭氏名の部分については、特定の教職員を識別することができる情報であり、関係教諭姓、事故者姓及び教頭姓の部分についても、学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名、事故者氏名、教頭氏名及び関係教諭氏名並びに関係教諭姓、事故者姓及び教頭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書2については、既に本件処分において、特定の中学校の女子バレーボール部の活動場所について、東日本大震災からの復旧工事の影響で中学校の体育館が使用できず、小学校の体育館を使用していることや、参考資料等の部分において、レギュラーの部員とレギュラー以外の部員の人数が開示されていること等から、本件においては、上記の各部分を公にすると、開示されている事故発生年月日・時刻、上記(ア)で開示される市町村名、上記の部活動の活動場所や、レギュラーの部員とレギュラー以外の部員の人数等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得ると認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められないから、これらを開示すべきということとはできない。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(イ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(イ)の部分を除く。)については、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、体罰事故の被害生徒の保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手が体罰を受けた部位、態様及び回数並びに部活名の部分（2ページ24行目35文字目から41文字目まで、同25行目1文字目から5文字目まで、同28行目7文字目から19文字目まで、同31行目28文字目から40文字目まで、同32行目7文字目から17文字目まで、同34行目36文字目から40文字目まで、同35行目1文字目から7文字目まで、同37行目26文字目から38文字目まで、同40行目27文字目から39文字目まで及び同42行目22文字目から34文字目まで）について

事故相手が体罰を受けた部位、態様及び回数並びに部活名の部分（2ページ24行目35文字目から41文字目まで、同25行目1文字目から5文字目まで、同28行目7文字目から19文字目まで、同31行目28文字目から40文字目まで、同32行目7文字目から17文字目まで、同34行目36文字目から40文字目まで、同35行目1文字目から7文字目まで、同37行目26文字目から38文字目まで、同40行目27文字目から39文字目まで及び同42行目22文字目から34文字目まで）については、事故相手の心情のように事故相手の人格と密接に係るものであるとまでは認められず、外形的事実に関する情報であると認められるから、上記の各部分を公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 事故相手の意見や心情等の部分について

事故相手の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、事故相手の生徒の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ウ 文書3について

実施機関が本件処分により文書3について不開示とした情報は、別表の「文書3」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、文書3に記載されている特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書3に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び

事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名及び事故者姓を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の生徒が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（エ）の部分を除く。）について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（エ）の部分を除く。）については、上記ア（カ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書3に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故相手担任氏名の部分について

事故相手担任氏名の部分については、事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故相手担任氏名を公にすると、文書3に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒の所属する学年・組が特定されても、本件においては、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手担任氏名と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ク) 事故相手氏名及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名及び事故相手姓の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 学年の部分について

学年の部分については、文書3に記載されている事故相手の学年であるところ、これを公にすることにより、文書3に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられる上、学年と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 教頭姓及び関係教諭姓の部分について

教頭姓及び関係教諭姓の部分については、学事関係職員録等の情報と照合することにより、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、教頭姓及び関係教諭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、教頭姓及び関係教諭姓と、実施機関が本件処分により文書3について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(サ) 保護者の意見や心情等のうち、父親の発言の一部の部分（2ページ5行目1文字目から6行目8文字目まで、同20行目10文字目から26文字目まで、同29行目30文字目から30行目10文字目まで、同37行目11文字目から19文字目まで及び23文字目から38行目2文字目まで、同45行目14文字目から33文字目まで、同47行目6文字目から33文字目まで並びに3ページ8行目26文字目から9行目11文字目まで）について

保護者の意見や心情等のうち、父親の発言の一部の部分（2ページ5行目1文字目から6行目8文字目まで、同20行目10文字目から26文字目まで、同29行目30文字目から30行目10文字目まで、同37行目11文字目から19文字目まで及び23文字目から38行目2文字目まで、同45行目14文字目から33文字目まで、同47行目6文字目から33文字目まで並びに3ページ8行目26文字目から9行目11文字目まで）については、保護者の心情のように保護者の人格と密接に関係するものであるとまでは認められず、体罰の内容や病院を受診したという申出等の外形的事実に関する情報であると認められるから、これらを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(シ) 保護者の意見や心情等の部分（上記（サ）を除く。）について

保護者の意見や心情等の部分（上記（サ）を除く。）については、体罰事故の被害生徒の保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

エ 文書4について

実施機関が本件処分により文書4について不開示とした情報は、別表の「文書4」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容、保護者の意見等の情報が記載されている。

(ア) 市町村名及び市町村の別の部分について

市町村名及び市町村の別の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分のうち市町村名については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、市町村の別の部分を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書4について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名（ふりがな含む。）、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手年齢、学年、事故相手の既往症及びスクールカウンセラー氏名の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名（ふりがな含む。）、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手年齢、学年、事故相手の既往症及びスクールカウンセラー氏名の部分について、まず、学校長氏名、事故者氏名（ふりがな含む。）、事故相手担任氏名及びスクールカウンセラー氏名の部分については、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名、事故者氏名（ふりがな含む。）、事故相手担任氏名及びスクールカウンセラー氏名の部分は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書4については、既に本件処分において、事故相手である生徒が小学生であった頃のスポーツ歴、本件の体罰事故の発生後に別の部活動に転部した経緯、転部後の活躍・体調といった情報が開示されていること等から、本件においては、上記の各部分については、これらを公にすると、当該生徒が小学生であった頃のスポーツ歴や本件の体罰事故の発生後の転部等に係る情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

そうすると、上記の各部分は、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 事故相手氏名（ふりがな含む。）及び事故相手生年月日（上記（イ）の部分を除く。）の部分について

事故相手氏名（ふりがな含む。）及び事故相手生年月日（上記（イ）の部分を除く。）の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手・事故相手保護者の意見や心情等の部分について

事故相手・事故相手保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、体罰事故の事故相手やその保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

オ 文書5について

実施機関が本件処分により文書5について不開示とした情報は、別表の「文書5」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書5に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書5について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（ウ）事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書5に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書5について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、本件においては、当該担当学年・組には多数の児童が所属していると考えら

れる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書5について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書5について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故発生場所学年・組の部分について

事故発生場所学年・組の部分については、これらを公にすると、文書5に記載されている特定の個人である事故相手の児童に係る体罰事故が発生した教室が特定されることとなる。

そして、当該教室を公にすると、既に本件処分において、体罰事故が授業中に発生したとの情報が開示されていることから、当該情報と照合することにより、事故相手の児童が所属する学年・組の特定が可能となり得るが、上記(ウ)で検討したとおり、本件においては、事故相手の児童の所

属する学年・組と、実施機関が本件処分により文書5について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(ケ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

カ 文書6について

実施機関が本件処分により文書6について不開示とした情報は、別表の「文書6」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容、保護者の意見等の情報が記載されている。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書6に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在す

るから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書6について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、まず、事故者氏名は、上記ア(ウ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書6について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、これを公にすることにより、文書6に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手の生徒が所属する部活動名や体罰の状況等の詳細な情報が開示されていること等から、事故相手学年・組の部分を公にすると、実施機関が本件処分により文書6について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、事故相手学年・組の部分については、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということはできない。

(オ) 事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書6について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名及び事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）の部分について

事故相手氏名及び事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）の部分については、上記ア（カ）及び（キ）で検討したとおり、いずれも事故相手である特定の生徒が識別され得る情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書6について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ク) 事故相手の意見や心情等及び保護者の意見や心情等の部分について

事故相手の意見や心情等及び保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、事故相手や保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

キ 文書7について

実施機関が本件処分により文書7について不開示とした情報は、別表の「文書7」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手の保護者の意見等が記載されている。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分

を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書7について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、学校住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組及び事故相手担任氏名の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、学校住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組及び事故相手担任氏名の部分について、まず、学校長氏名、事故者氏名及び事故相手担任氏名の部分については、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名、事故者氏名及び事故相手担任氏名の部分は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書7については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の生徒が所属している部活動名や、当該生徒が体罰を受けた後に転部し、転部後の部活動で大会に出場するなど活躍しているといった情報が開示されていること等から、本件においては、上記の各部分を公にすると、上記の転部の前後の部活動名等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別され得る情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(イ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(イ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書7について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故相手・保護者の意見や心情等に係る部分のうち、事故相手が受けた体罰の内容の部分(2ページ12行目23文字目から29文字目まで)について

事故相手・保護者の意見や心情等に係る部分のうち、事故相手が受けた体罰の内容の部分(2ページ12行目23文字目から29文字目まで)については、事故相手・保護者の心情のように事故相手・保護者の人格と密接に関係するものであるとまでは認められず、体罰の内容という外形的事実に関する情報であると認められるから、これらをおにしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ク) 事故相手・保護者の意見や心情等(上記(キ)の部分を除く。)及び事故者の意見や心情等の部分について

事故相手・保護者の意見や心情等(上記(キ)の部分を除く。)及び事故者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、体罰事故の事故相手やその保護者及び事故者の人格に密接に関連する情報であり、おにすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ク 文書8について

実施機関が本件処分により文書8について不開示とした情報は、別表の「文書8」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書8に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書8について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故相手学年及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書8に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故相手学年及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書8について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手組の部分について

事故相手組の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、これを公にすることにより、文書8に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する組が特定される。

また、本件においては、上記(ウ)において事故相手学年及び事故相手年齢を開示すべきとしている。

この点、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手Bが学年始めから友だちに対して暴力を振るっていたとの情報が開示されていること等から、本件においては、事故相手組の部分を公にすると、事故相手Bの当該行為に係る情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故発生教室学年・組、事故者担当学年・組及び学年(3ページ15行目33文字目)の部分について

事故発生教室学年・組、事故者担当学年・組及び学年(3ページ15行目33文字目)の部分については、本件においては、当該事故発生教室学年・組、事故者担当学年・組及び学年には多数の児童生徒が在籍していると考えられる上、上記の各部分と、実施機関が本件処分により文書8について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、本

件においては、当該担当学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書8について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書8について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ク) 事故相手氏名及び事故相手生年月日(上記(キ)の部分を除く。)の部分について

事故相手氏名及び事故相手生年月日(上記(キ)の部分を除く。)の部分については、上記ア(カ)及び(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ケ 文書9について

実施機関が本件処分により文書9について不開示とした情報は、別表の「文書9」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

なお、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容、保護者の意見等が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書9に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書9について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、本件においては、上記の各部分と、実施機関が本件処分により文書9について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 関係教諭氏名、関係教諭姓及び事故相手担任氏名の部分について

関係教諭氏名、関係教諭姓及び事故相手担任氏名の部分については、関係教諭氏名及び事故相手担任氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であり、関係教諭姓も学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職

員が公務員であること、公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、上記の各部分は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、上記の各部分を公にすると、本件については、既に本件処分において、事故相手が所属する部活動名や、学年主任である関係教諭が体罰事故に係る聞き取り調査を実施した情報が開示されていること等から、事故相手の所属する学年や組が明らかになり、当該情報と事故相手の部活動名等に係る情報とを照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書9について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名、事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名、事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）及び事故相手姓の部分については、上記ア（カ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書9について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ク) 事故相手学年・組及び関係教諭が学年主任を務めている学年の部分につ

いて

事故相手学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書9に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定され、また、関係教諭が学年主任を務めている学年の部分についても、これを公にすることにより、文書9に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の生徒が所属する部活動名や体罰の状況等の詳細な情報が開示されていること等から、上記の各部分を公にすると、部活動名や体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 保護者の意見や心情等の部分のうち、事故相手が受けた体罰の内容の部分（2ページ7行目24文字目から8行目5文字目まで）について

保護者の意見や心情等の部分のうち、事故相手が受けた体罰の内容の部分（2ページ7行目24文字目から8行目5文字目まで）については、体罰の内容という外形的事実に関する情報であると認められ、保護者の心情のように保護者の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、当該部分についても、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 保護者の意見や心情等の部分（上記（ケ）の部分を除く。）について

保護者の意見や心情等の部分（上記（ケ）の部分を除く。）については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

コ 文書10について

実施機関が本件処分により文書10について不開示とした情報は、別表の「文書10」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応等が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるのとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書10に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書10について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、本件においては、それを公にしたとしても、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、

開示すべきである。

(エ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書10に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の生徒が所属する部活動名や体罰の状況等の詳細な情報が開示されていること等から、本件においては、事故相手学年・組を公にすると、部活動名や体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 担任教諭姓の部分について

担任教諭姓の部分については、上記（イ）で開示すべきとしている学校名、学事関係職員録等の情報と照合することにより、事故相手の生徒の担任である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、担任教諭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、担任教諭姓を公にすると、学事関係職員録等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の学年・組の特定が可能となり得る。

しかし、上記（オ）で検討したとおり、本件においては、事故相手学年・組は、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められないから、担任教諭姓も同号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 関係生徒へのアンケート調査の回答に記載された書き込みの部分について

関係生徒へのアンケート調査の回答に記載された書き込みの部分につ

いては、アンケートに回答した生徒が暴力行為の様子を目撃したという外形的事実に関する情報であると認められ、関係生徒の心情のように関係生徒の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

サ 文書11について

実施機関が本件処分により文書11について不開示とした情報は、別表の「文書11」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容等が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるのとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書11に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書11について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当学年及び事故者氏名の部分について

事故者担当学年及び事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名の部分は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年の特定が可能となり得るが、事故者担当学年と、実施機関が本件処分により文書11について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書11について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)については、上記ア（カ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書11に記載されている特定の個人である

事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の生徒の部活動名や体罰の状況等の詳細な情報が開示されていること等から、事故相手学年・組の部分を公にすると、部活動名や体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手担任氏名の部分について

事故相手担任氏名の部分については、上記ウ（キ）で述べたとおり、事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、事故相手担任氏名を公にすると、文書11に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組の特定が可能となり得る。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の生徒の部活動名や体罰の状況等の詳細な情報が開示されていること等から、事故相手担任氏名の部分を公にすると、部活動名や体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手の意見や心情等の部分について

事故相手の意見や心情等の部分については、養護教諭が事故相手から聞き取った体罰等の内容等の情報という外形的事実に関する情報であると認められ、事故相手の心情のように事故相手の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を

害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

シ 文書12について

実施機関が本件処分により文書12について不開示とした情報は、別表の「文書12」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応等が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるのとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書12に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書12について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、

事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書12について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書12について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、これを公にすることにより、文書12に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、部活動において特定の個人である事故相手の生徒がグローブを交換して練習していた際に体罰事故が生じたという情報が開示されていること等から、事故相手学年・組の部分を公にすると、上記の部活動及び体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号

ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手担任氏名の部分について

事故相手担任氏名の部分については、上記ウ（キ）で述べたとおり、事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、事故相手担任氏名を公にすると、文書12に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組の特定が可能となり得る。

この点、事故相手学年・組の部分は、上記（カ）で検討したとおり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められないから、事故相手担任氏名の部分についても、同様に、同号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書12について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ス 文書13について

実施機関が本件処分により文書13について不開示とした情報は、別表の「文書13」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、宿泊学習や部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応等が記載されている。

(ア) 市町村名及び市町村の別の部分について

市町村名及び市町村の別の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記エ（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書13に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書13について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故発生場所、事故発生場所住所、施設名、広域地図（位置図）及び学校地図（学校を中心とした周辺地図）の部分について

事故発生場所、事故発生場所住所、施設名、広域地図（位置図）及び学校地図（学校を中心とした周辺地図）の部分については、それらを公にすることにより、文書13に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名や体罰事故の発生場所が特定されることとなる。

しかし、当該学校名や体罰事故の発生場所が特定されても、そこに所属し、又は利用する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名及び体罰事故の発生場所と、実施機関が本件処分により文書13について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者姓及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者姓及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名（ふ

りがなを含む。)は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名(ふりがなを含む。)及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名(ふりがなを含む。)及び事故者姓を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書13について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 教頭氏名、関係教諭氏名及び関係教諭姓の部分について

教頭氏名、関係教諭氏名及び関係教諭姓の部分については、教頭氏名及び関係教諭氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であり、関係教諭姓も、学事関係職員録等の情報と照合することにより、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、教頭氏名、関係教諭氏名及び関係教諭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、上記の各部分を公にすると、学事関係職員録等の情報と照合することにより、文書13に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校が特定されても、本件においては、当該学校には多数の生徒が在籍していると考えられる上、学校名と、実施機関が本件処分により文書13について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及

び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書13について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(キ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(キ)の部分を除く。)については、上記ア（カ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書13に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、宿泊学習の際に体罰事故が生じたことや部活動の無断欠席という情報が開示されていること等から、上記の各部分を公にすると、上記の体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手氏名（ふりがなを含む。）及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名（ふりがなを含む。）及び事故相手姓の部分については、上記ア（キ）及びウ（ク）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(コ) (学年主任の担当及び複数の野球部員の) 学年及び学年主任氏名の部分について

(学年主任の担当及び複数の野球部員の) 学年及び学年主任氏名の部分については、まず、学年主任氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学年主任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、(学年主任の担当及び複数の野球部員の) 学年及び学年主任氏名の部分については、事故相手の学年との関係で特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(サ) 保護者の意見や心情等の部分のうち、部活の状況や体罰を受けた事実の部分(2ページ目14行目29文字目から15行目34文字目まで)について

保護者の意見や心情等の部分のうち、部活の状況や体罰を受けた事実の部分(2ページ目14行目29文字目から15行目34文字目まで)については、外形的事実に関する情報であると認められ、保護者の心情のように保護者の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、当該部分についても、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(シ) 保護者の意見や心情等(上記(サ)の部分を除く。)、事故相手の意見や心情等、関係生徒の意見や心情等及び祖母の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等(上記(サ)の部分を除く。)、事故相手の意見や心情等、関係生徒の意見や心情等及び祖母の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者等の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

セ 文書14について

実施機関が本件処分により文書14について不開示とした情報は、別表の「文書14」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができることとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。
(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書14に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書14について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故発生教室学年・組及び事故相手学年・組の部分について

事故発生教室学年・組及び事故相手学年・組については、上記ア（エ）及び上記ク（エ）及びで検討したとおり、これらを公にすることにより、文書14に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、授業中に教室内で生じた体罰事故であることや事故相手の座席の位置という情報が開示されていること等から、上記の部分の公にすると、上記の体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 学校住所の部分について

学校住所の部分については、これを公にすることで、文書14に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校が判明する。

しかし、所属する学校が判明しても、そこに通う児童は多数存在するのであり、それをもって、特定の個人である事故相手の児童が識別できるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、実施機関が本件処分により文書14について開示した部分には、授業中に教室内で生じた体罰事故であることが記載されていることから、文書14に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組が特定される。

そうすると、上記(ウ)で検討したとおり、本件においては、事故者氏名を公にすると、実施機関が本件処分により文書14について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書14について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとするべき事情も認

められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(カ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(カ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名及び事故相手姓の部分については、上記ア(キ)及びウ(ク)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書14について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、おにすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ソ 文書15について

実施機関が本件処分により文書15について不開示とした情報は、別表の「文書15」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。なお、それらの部分については、上記ア(ア)で検討したとおり、公に

することにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができるのとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分については、上記ア(イ)及びセ(エ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書15に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書15について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書15について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害する

おそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書15に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書15について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書15について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということはできない。

(キ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手の意見や心情等及び関係児童の意見や心情等の部分のうち、行為の内容について発言している部分（1 ページ25行目6文字目から17文字目まで及び同29行目18文字目から25文字目まで）について

事故相手の意見や心情等及び関係児童の意見や心情等の部分のうち、行為の内容について発言している部分（1 ページ25行目6文字目から17文字目まで及び同29行目18文字目から25文字目まで）については、行為の内容という外形的事実に関する情報であると認められ、事故相手や関係児童の心情のように事故相手や関係児童の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 事故相手の意見や心情等（上記（ク）の部分を除く。）及び保護者の意見や心情等の部分について

事故相手の意見や心情等（上記（ク）の部分を除く。）及び保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、事故相手等の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

タ 文書16について

実施機関が本件処分により文書16について不開示とした情報は、別表の「文書16」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行

として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分については、上記ア（イ）及びセ（エ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書16に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書16について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名（ふりがなを含む。）は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名（ふりがなを含む。）は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名（ふりがなを含む。）を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の生徒が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書16について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）及びオ（ク）で検討したとおり、これらを公にする

ことにより、文書16に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書16について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分をお知らせすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、これらを公にしたとしても、それをもって、特定の個人が識別できるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)について

事故者生年月日の部分(上記(オ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、特定の個人である事故者の教職員が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手氏名(ふりがなを含む。)の部分について

事故相手氏名(ふりがなを含む。)の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手住所の部分について

事故相手住所の部分については、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることに

より、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

チ 文書17について

実施機関が本件処分により文書17について不開示とした情報は、別表の「文書17」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名及び市町村の別の部分について

市町村名及び市町村の別の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記エ（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができることとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書17に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書17について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が

本件処分により文書17について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者生年月日（上記（ウ）の部分を除く。）の部分について

事故者生年月日の部分（上記（ウ）の部分を除く。）については、上記ア（カ）で検討したとおり、特定の個人である事故者の教職員が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということはできない。

(オ) 事故相手生年月日（上記（ウ）の部分を除く。）及び事故相手氏名の部分について

事故相手生年月日（上記（ウ）の部分を除く。）及び事故相手氏名の部分については、上記ア（カ）及び（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということはできない。

(カ) 事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）及びオ（ク）で検討したとおり、これらを公にすることにより、文書17に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組や年齢が特定される。

この点、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられるが、文書17については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組におけるいじめの指導中に、当該いじめの当事者として名前が挙げられている特定の児童に対する体罰事故が起こったことや体罰の内容といった体罰に係る詳細な情報のほか、当該学級の児童に対するアンケートにおいて、複数の児童から体罰を受けているのを見た旨の回答があり、聞き取り調査の結果、その回答内容が一致していたといった情報が開示されていること等から、本件においては、事故発生場所学年・組及び事故相手学年・組を公にすると、実施機関が本件処分により文書17について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

また、事故相手年齢を公にすると、事故相手の学年が特定されるところ、本件においては、上記の事情も鑑みれば、実施機関が本件処分により文書

17について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故者氏名、事故相手担任氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名、事故相手担任氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）及びウ（キ）で検討したとおり、まず、事故者氏名及び事故相手担任氏名は、事故者や事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者や事故相手の担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、事故相手担任氏名を公にすると、上記ウ（キ）で検討したとおり、文書17に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組が特定される。

また、実施機関が本件処分により文書17について開示した部分には、事故者が事故相手の担任であることが記載されていることから、事故者氏名や事故者担当学年・組を公にすると、文書17に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組が特定される。

そうすると、上記（カ）で検討したとおり、本件においては、上記の各部分を公にすると、実施機関が本件処分により文書17について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 特定の児童の保護者の発言が記載されている部分（1ページ21行目43文字目から22行目7文字目まで及び2ページ9行目31文字目から39文字目まで）について

特定の児童の保護者の発言が記載されている部分（1ページ21行目43文字目から22行目7文字目まで及び2ページ9行目31文字目から39文字目まで）については、特定の児童の出欠という外形的事実に関する情報であると認められ、保護者の心情のように保護者の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の

権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 特定の児童の保護者が学級内のいじめについて相談した内容が記載されている部分について

特定の児童の保護者が学級内のいじめについて相談した内容が記載されている部分については、特定の個人を識別することはできないが、特定の児童の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ツ 文書18について

実施機関が本件処分により文書18について不開示とした情報は、別表の「文書18」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、市町村の別及び指導室長氏名の部分について

市町村名、市町村の別及び指導室長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、市町村名及び市町村の別の部分については、上記エ(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

また、指導室長氏名の部分については、特定の公務員を識別することができる情報であることは明らかであるが、指導室長が市町村教育委員会の職員であること及び公務員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、指導室長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、指導室長氏名を公にすると、文書18に記載されている事故相手の児童の所属する小学校が所在する市町村の特定が可能となり得るが、当該市町村が特定されたとしても、当該市町村内の学校に通う児童は多数存在しているから、当該市町村名と、実施機関が本件処分により文書18について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識

別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書18に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書18について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（ウ）教頭氏名、教頭姓及び教務主任氏名の部分について

教頭氏名、教頭姓及び教務主任氏名の部分については、まず教頭氏名及び教務主任氏名の部分については、特定の教職員を識別することができる情報であり、教頭姓の部分についても、学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、上記の各部分は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、上記の各部分を公にすると、学事関係職員録等の情報と照合することにより、文書18に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の児童が所属する学校が特定されても、本件においては、当該学校には多数の児童が在籍していると考えられる上、学校名と、実施機関が本件処分により文書18について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故現場地図の部分について

事故現場地図の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、それを公にすることにより、文書18に記載されている特定の個人である事故

相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書18について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、これらを公にしたとしても、それをもって、特定の個人が識別できるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故発生場所学年・組、事故者氏名(ふりがなを含む。)、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故者姓、関係教諭氏名、関係教諭姓及び組の部分について

事故発生場所学年・組、事故者氏名(ふりがなを含む。)、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故者姓、関係教諭氏名、関係教諭姓及び組の部分については、上記イ(エ)で検討したとおり、まず、事故者氏名(ふりがなを含む。)及び関係教諭氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓及び関係教諭姓の部分についても、学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名(ふりがなを含む。)、事故者姓、関係教諭氏名及び関係教諭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書18については、既に本件処分において、特定の個人である事故相手の児童が所属している学級内において当該児童が他の児童Aに牛乳をかけられた際の対応を巡って本件体罰事故が生じたことや、事故相手の児童の教室内の座席配置という情報が開示されていること等から、本件においては、上記の各部分を公にすると、当該体罰の発生の経緯等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の児童が識別

される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手氏名（ふりがなを含む。）及び事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）の部分について

事故相手氏名（ふりがなを含む。）及び事故相手生年月日（上記（オ）の部分を除く。）の部分については、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書18について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとしてすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 保護者及び事故相手の意見や心情の部分のうち、体罰の内容や学校生活の状況説明における時期に関する情報、体罰後の学校の対応及び児童の登校に関する情報について記載されている部分（2ページ下から9行目2文字目から15文字目まで、3ページ5行目2文字目から6行目10文字目まで、5ページ25行目2文字目から8文字目まで、同27行目2文字目から6文字目まで、同28行目2文字目から8文字目まで、6ページ下から1行目2文字目から24文字目まで、7ページ4行目2文字目から20文字目まで及び同9行目27文字目から11行目10文字目まで）について

保護者及び事故相手の意見や心情の部分のうち、体罰の内容や学校生活の状況説明における時期に関する情報、体罰後の学校の対応及び児童の登校に関する情報について記載されている部分（2ページ下から9行目2文字目から15文字目まで、3ページ5行目2文字目から6行目10文字目まで、5ページ25行目2文字目から8文字目まで、同27行目2文字目から6文字目まで、同28行目2文字目から8文字目まで、6ページ下から1行目2文字目から24文字目まで、7ページ4行目2文字目から20文字目まで及び同9行目27文字目から11行目10文字目まで）については、体罰の内容や学校生活の状況説明における時期に関する情報、体罰後の学校の対応及び児童の登校に関する情報という外形的事実に関する

情報であると認められ、保護者や事故相手の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 保護者及び事故相手の意見や心情の部分（上記（ケ）の部分を除く。）について

保護者及び事故相手の意見や心情の部分（上記（ケ）の部分を除く。）については、特定の個人を識別することはできないが、保護者及び事故相手の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(サ) 教員が保護者に伝えた内容の部分（6ページ下から6行目2文字目から3行目9文字目まで）について

教員が保護者に伝えた内容の部分（6ページ下から6行目2文字目から3行目9文字目まで）については、教員の心情のように教員の人格と密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

テ 文書19について

実施機関が本件処分により文書19について不開示とした情報は、別表の「文書19」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、事故相手から聞き取った内容、保護者の意見等の情報等が記載されている。

(ア) 市町村名の部分について

市町村名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、その部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公

務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書19に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書19について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（ウ）事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であることが認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、本件においては、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書19について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、これらを公にしたとしても、それをもって、特定の個人が識別できるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手生年月日の部分（上記（エ）の部分を除く。）について

事故相手生年月日の部分（上記（エ）の部分を除く。）については、上記ア（カ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で述べたとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書19に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手の生徒が所属している部活動名や部活動中に起こった体罰事故の詳細な情報が開示されていることから、事故相手学年・組の部分の公開すると、実施機関が本件処分により文書19について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手の年齢及び学年の部分について

事故相手の年齢及び学年の部分については、それらを公にすることにより、文書19に記載されている特定の個人である事故相手の生徒の年齢やその学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒の年齢や学年が特定されても、上記の各部分と、実施機関が本件処分により文書19について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 保護者の意見や心情等の部分のうち、事故相手が体罰を受けた時期や体罰の内容等の部分（２ページ２５行目１９文字目から２６行目１１文字目まで及び３ページ４１行目１８文字目から２９文字目まで）について

保護者の意見や心情等の部分のうち、事故相手が体罰を受けた時期や体罰の内容等の部分（２ページ２５行目１９文字目から２６行目１１文字目まで及び３ページ４１行目１８文字目から２９文字目まで）については、事故相手が体罰を受けた時期や体罰の内容等という外形的事実に関する情報であると認められ、保護者の心情のような保護者の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第７条第２号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 事故相手の意見や心情等の部分のうち、事故相手が体罰を受けた日時及び内容、事故相手が体罰を受けたときの部活動の練習状況及び体罰の内容並びに事故相手と事故者とのやり取りの部分（３ページ３行目８文字目から５行目７文字目まで、同８行目８文字目から１０行目７文字目まで、同１２行目８文字目から３５文字目まで、同１３行目１８文字目から１４行目１５文字目まで、同１８行目８文字目から２０行目２７文字目まで、同２４行目８文字目から２５行目２４文字目まで、同２９行目８文字目から３０行目１２文字目まで及び同３１行目１６文字目から２７文字目まで）について

事故相手の意見や心情等の部分のうち、事故相手が体罰を受けた日時及び内容、事故相手が体罰を受けたときの部活動の練習状況及び体罰の内容並びに事故相手と事故者とのやり取り（３ページ３行目８文字目から５行目７文字目まで、同８行目８文字目から１０行目７文字目まで、同１２行目８文字目から３５文字目まで、同１３行目１８文字目から１４行目１５文字目まで、同１８行目８文字目から２０行目２７文字目まで、同２４行目８文字目から２５行目２４文字目まで、同２９行目８文字目から３０行目１２文字目まで及び同３１行目１６文字目から２７文字目まで）の部分については、事故相手が体罰を受けた日時や体罰の内容等という外形的事実に関する情報であると認められ、事故相手の心情のように事故相手の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の各部分は、条例第７条第２号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(サ) 保護者の意見や心情等（上記（ケ）の部分を除く。）及び事故相手の意見や心情等（上記（コ）の部分を除く。）の部分について

保護者の意見や心情等（上記（ケ）の部分を除く。）及び事故相手の意見や心情等（上記（コ）の部分を除く。）の部分については、特定の個人

を識別することはできないが、保護者及び事故相手の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ト 文書20について

実施機関が本件処分により文書20について不開示とした情報は、別表の「文書20」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア(ア)で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができることまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影及び学校住所の部分については、上記ア(イ)及びセ(エ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書20に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書20について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分について

事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）及びオ（ク）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書20に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、本件においては、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故発生場所学年・組、事故相手学年・組及び事故相手年齢と、実施機関が本件処分により文書20について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとするべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故者担当学年・組、事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者担当学年・組、事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名及び事故者姓をおにすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の児童が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書20について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組をおにしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとするべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（オ）教頭姓及び関係教諭氏名の部分について

教頭姓及び関係教諭氏名の部分については、上記ウ（コ）で検討したとおり、関係教諭氏名は特定の教職員を識別することができる情報であり、教頭姓も学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員である

こと及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、教頭姓及び関係教諭氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、それらの部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の児童を識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書20について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（カ）の部分を除く。）について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（カ）の部分を除く。）については、上記ア（カ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 学年主任の学年の部分について

学年主任の学年の部分については、これを公にすることで、事故相手の所属する学年が特定される。

しかし、事故相手の所属する学年が判明しても、その学年に所属する児童は多数存在するのであり、それをもって、特定の個人である事故相手の児童を識別できるとまでは認められず、また、上記の部分

にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ナ 文書21について

実施機関が本件処分により文書21について不開示とした情報は、別表の「文書21」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、試合の状況、事故現場の見取り図等の情報が記載されている。

(ア) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書21について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 大会名の一部(1ページ21行目10文字目から13文字目まで)について

大会名の一部(1ページ21行目10文字目から13文字目まで)については、既に本件処分において、文書21について、準決勝戦後に体罰事故が発生したことの情報が開示されていることを踏まえても、上記の部分を公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者担当学年・組、事故者氏名(ふりがなを含む。)、事故相手学年・組、事故相手担任氏名(ふりがなを含む。)、事故相手年齢、大会名(上

記（イ）の部分を除く。））、対戦相手学校名、教頭氏名及び関係教諭氏名の部分について

割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者担当学年・組、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故相手学年・組、事故相手担任氏名（ふりがなを含む。）、事故相手年齢、大会名（上記（イ）の部分を除く。）、対戦相手学校名、教頭氏名及び関係教諭氏名の部分について、まず、学校長氏名、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故相手担任氏名（ふりがなを含む。）、教頭氏名及び関係教諭氏名の部分については、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故相手担任氏名（ふりがなを含む。）、教頭氏名及び関係教諭氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書21については、既に本件処分において、部活動名や試合の日時、「準決勝」戦であったことの情報が開示されていること等から、上記の各部分を公にすると、実施機関が本件処分により文書21について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められないから、これらを開示すべきということとはできない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（ア）の部分を除く。）について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分（上記（ア）の部分を除く。）については、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手氏名（ふりがなを含む。）の部分について

事故相手氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手の様子の部分（2ページ16行目3文字目から24文字目まで）について

事故相手の様子の部分（2ページ16行目3文字目から24文字目まで）

については、教頭から見た事故相手の様子が記載されているところ、特定の個人である事故相手を識別することはできないが、事故相手の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、保護者の意見や心情等が記載されているところ、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ニ 文書22について

実施機関が本件処分により文書22について不開示とした情報は、別表の「文書22」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることとは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書22に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在す

るから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書 22 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名（ふりがなを含む。）は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

しかし、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得る。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故者が事故相手の保護者と三者面談をした情報が開示され事故者が事故相手の担任であることが認められるほか、事故相手が学級評議員であることや事故相手の姉も当該学校に所属しているという情報が開示されていること等から、本件においては、事故者氏名と、実施機関が本件処分により文書 22 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別され得る情報であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書 22 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、これを公にすることにより、文書22に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手が学級評議員であることや事故相手の姉も当該学校に所属しているという情報が開示されていること等から、本件においては、上記の各部分を公にすると、当該事故相手の情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア(キ)で述べたとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書22について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ケ) 事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が行った行為の部分(26行目2文字目から11文字目まで)について

事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が行った行為の部分（26行目2文字目から11文字目まで）については、事故相手が行った行為という外形的事実に関する情報であると認められ、事故相手の心情のように個人の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(コ) 事故相手の意見や心情等（上記（ケ）の部分を除く。）及び保護者の意見や心情等の部分について

事故相手の意見や心情等（上記（ケ）の部分を除く。）及び保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、事故相手や保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ヌ 文書23について

実施機関が本件処分により文書23について不開示とした情報は、別表の「文書23」の欄の「実施機関が開示しない部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況及び学校側の対応の情報が記載されている。

(ア) 市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分について

市町村名、教育長の公印印影及び教育長氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるのとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることに

より、文書23に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書23について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書23について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書23について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)について

事故者生年月日の部分(上記(エ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書23について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分をお知らせすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（キ）事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これらをお知らせすることにより、文書23に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、部活動の顧問の出張により事故者が代わりに部活動の指導をしていた際に体罰事故が発生したという情報が開示されていることから、事故相手学年・組をお知らせすると、上記の部活動に係る体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分をお知らせすべきということとはできない。

ネ 文書24について

実施機関が本件処分により文書24について不開示とした情報は、別表の「文書24」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応、保護者の意見等が記載されている。

（ア）市町村名、教育長氏名及び指導主事氏名の部分について

市町村名、教育長氏名及び指導主事氏名の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

それらの部分について、まず、市町村名及び教育長氏名の部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、お知らせすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるまでは認められず、また、上記の各部分をお知らせすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

また、指導主事氏名の部分については、公務員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、指導主事氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、指導主事氏名をお知らせすると、文書24に記載されている事故相手の生徒の所属する学校が所在する市町村の特定が可能となり得るが、当該市町村が特定されたとしても、当該市町村内の学校に通う生徒は多数存

在しているから、当該市町村名と、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらをおにすることにより、文書24に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故発生場所及び事故発生住所の部分について

事故発生場所及び事故発生住所の部分については、それらの部分をおにしたとしても、本件においては、それらの部分と、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるおまでは認められず、また、上記の各部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員

が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 教頭姓、関係教諭氏名及び関係教諭姓の部分について

教頭姓、関係教諭氏名及び関係教諭姓の部分については、上記ウ（コ）で検討したとおり、関係教諭氏名は特定の教職員を識別することができる情報であり、教頭姓及び関係教諭姓も学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、教頭姓、関係教諭氏名及び関係教諭姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、上記の各部分を公にすると、学事関係職員録等の情報と照合することにより、文書24に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校が特定されても、本件においては、当該学校には多数の生徒が在籍していると考えられる上、学校名と、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) (複数の部員の) 学年の部分について

(複数の部員の) 学年の部分については、女子バレーボール部に所属する特定の個人である生徒の学年が記載されたものである。

そして、その部分を公にしたとしても、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である

事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(ク) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(キ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(キ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の生徒が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア(キ)で述べたとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(コ) 事故相手年齢の部分について

事故相手年齢の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書24について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(サ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、

これらを公にすることにより、文書24に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、女子バレーボール部が特定の高等学校の女子バレーボール部と練習試合をした後に発生した体罰事故という情報が開示されていることから、事故相手学年・組を公にすると、上記の部活動に係る体罰の状況等の情報と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(シ) 事故相手の担任教諭氏名の部分について

事故相手の担任教諭氏名の部分については、事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、事故相手の担任教諭氏名を公にすると、文書24に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組の特定が可能となり得る。

この点、事故相手学年・組の部分は、上記(サ)で検討したとおり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められないから、事故相手担任氏名の部分についても、同様に、同号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ス) (練習試合の対戦相手の) 学校名の部分について

(練習試合の対戦相手の) 学校名の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分が条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(セ) 保護者の意見や心情等の部分について

保護者の意見や心情等の部分については、特定の個人を識別することはできないが、保護者の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ノ 文書25について

実施機関が本件処分により文書25について不開示とした情報は、別表の「文書25」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長氏名及び教育長の公印印影の部分について

市町村名、教育長氏名及び教育長の公印印影の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書25に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書25について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故相手学年・組、学年及び事故相手年齢の部分について

事故相手学年・組、学年及び事故相手年齢の部分については、上記ア（エ）及びウ（カ）で検討したとおり、これらを公にすることにより、文書25に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組や年齢が特定されても、本件においては、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年・組、学年及び事故相手年齢と、実施機関

が本件処分により文書25について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の生徒が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書25について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 教頭氏名の部分について

教頭氏名の部分については、上記ス(オ)で検討したとおり、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、上記の部分公にすると、学事関係職員録等の情報と照合することにより、文書25に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校が特定されても、本件においては、当該学校には多数の生徒が在籍していると考えられ、学校名と、実施機関が本件処分により文書25について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア（オ）で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書25について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故者が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日（上記（カ）の部分を除く。）の部分について

事故者生年月日（上記（カ）の部分を除く。）の部分については、上記ア（カ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で述べたとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

ハ 文書26について

実施機関が本件処分により文書26について不開示とした情報は、別表の「文書26」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 市町村名、教育長氏名及び教育長の公印印影の部分について

市町村名、教育長氏名及び教育長の公印印影の部分については、上記のとおり、実施機関において本件処分を変更し、開示することとしている。

なお、それらの部分については、上記ア（ア）で検討したとおり、公にすることにより、特定の個人である事故相手の児童を識別することができることとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分が条例第7条第2号に該当するとはいえない。

(イ) 文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、学校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、学校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、文書記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分につ

いては、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書 26 に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書 26 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名（ふりがなを含む。）は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の児童が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書 26 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者校務分掌の部分について

事故者校務分掌の部分については、学事関係職員録等と照合することにより、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者校務分掌は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

また、事故者公務分掌は、公務員の職務の遂行に係る情報でもあると認められることから、条例第 7 条第 2 号ただし書ウにも該当する。

そして、事故者公務分掌を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、当該担当学年・組には多数の児童が所属していると考えられる上、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書26について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとするべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

- (オ) 事故相手担任氏名、(事故発生場所教室の) 学年・組、事故相手学年・組、(聞き取り調査の対象の) 学年・組及び事故相手年齢の部分については、まず、事故相手担任氏名、(事故発生場所教室の) 学年・組、事故相手学年・組、(聞き取り調査の対象の) 学年・組及び事故相手年齢の部分については、まず、事故相手担任氏名は、事故相手の担任である特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、担任である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故相手担任氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故相手担任氏名をおにすると、文書26に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組の特定が可能となり得る。

しかし、特定の個人である事故相手の児童の所属する学年・組が特定されても、本件においては、当該学年・組には多数の児童が在籍していると考えられる上、事故相手担任氏名と、実施機関が本件処分により文書26について開示した情報等とを照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

また、(事故発生場所教室の) 学年・組、事故相手学年・組、(聞き取り調査の対象の) 学年・組及び事故相手年齢をおにしても、同様に特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとするべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

- (カ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分について

事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」の部分については、上記ア(オ)で検討したとおり、実施機関が本件処分により文書26について開示した情報等と照合することにより、

特定の個人が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(キ) 事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(カ)の部分を除く。)について

事故者生年月日及び事故相手生年月日の部分(上記(カ)の部分を除く。)については、上記ア(カ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員又は事故相手である特定の児童が識別される情報であると認められるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 事故相手氏名(ふりがなを含む。)の部分について

事故相手氏名(ふりがなを含む。)の部分については、上記ア(キ)で述べたとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ケ) 事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が受けた体罰の有無に関する回答等の部分(2ページ26行目22文字目から37文字目まで、同36行目12文字目から17文字目まで及び3ページ7行目16文字目から19文字目まで)について

事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が受けた体罰の有無に関する回答等の部分(2ページ26行目22文字目から37文字目まで、同36行目12文字目から17文字目まで及び3ページ7行目16文字目から19文字目まで)については、事故相手が受けた体罰の有無に関する回答等という外形的事実に関する情報であると認められ、事故相手の心情のように個人の人格に密接に関連するものとまでは認められないから、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(コ) 事故相手の意見や心情等の部分(上記(ケ)の部分を除く。)について

事故相手の意見や心情等の部分(上記(ケ)の部分を除く。)については、特定の個人を識別することはできないが、事故相手の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は

認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ヒ 文書 27 について

実施機関が本件処分により文書 27 について不開示とした情報は、別表の「文書 27」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書 27 に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、上記ア（イ）で検討したとおり、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書 27 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書 27 について開示した情報等と照合することにより、特定の

個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでには認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

フ 文書28について

実施機関が本件処分により文書28について不開示とした情報は、別表の「文書28」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書28に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書28について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書 28 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるおまでは認められず、また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

へ 文書 29 について

実施機関が本件処分により文書 29 について不開示とした情報は、別表の「文書 29」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらをおにすることにより、文書 29 に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書 29 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるおまでは認められず、また、上記の部分を

公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別できるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の一部の部分（14行目9文字目）について

事故相手学年の一部の部分（14行目9文字目）については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別できるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(オ) 事故者氏名、事故者姓、事故相手学年（上記（エ）の部分を除く。）及び事故相手組の部分について

事故者氏名、事故者姓、事故相手学年（上記（エ）の部分を除く。）及び事故相手組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、事故者氏名及び事故者姓を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得る。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手が進級する前から担任である事故者から生活態度等について再三指導を受けていたこと及び進級しても態度が改まらなかったことという情報が開示されていることから、上記の各部分を公にすると、実施機関が本件処分により文書29について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

また、事故者担当学年・組を公にしても、同様に特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別され得る情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

ホ 文書30について

実施機関が本件処分により文書30について不開示とした情報は、別表の「文書30」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手学科及び事故相手組の部分について

記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手学科及び事故相手組の部分については、まず、校長氏名及び事故者氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名及び事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書30について、当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、実施機関は、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書では開示しないとしていた事故相手の姓を、開示の実施を行う際に誤って開示している事実が認められる。

そうすると、上記の各部分を公にすると、既に開示されている事故相手の姓の情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別され得る情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(イ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第

2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

マ 文書31について

実施機関が本件処分により文書31について不開示とした情報は、別表の「文書31」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書31に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書31について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得るが、本件においては、事故者担当学年・組と、実施機関が本件処分により文書31について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるとまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、上記ア(エ)で検討したとおり、これを公にすることにより、文書31に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書31について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ミ 文書32について

実施機関が本件処分により文書32について不開示とした情報は、別表の「文書32」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書32に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書32について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、実施機関が本件処分により文書32について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書32に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書32について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定

の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

ム 文書33について

実施機関が本件処分により文書33について不開示とした情報は、別表の「文書33」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書33に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書33について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるとは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教

職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、実施機関が本件処分により文書33について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでには認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(オ) 事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分について

事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分については、これらを公にすることにより、文書33に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学科、学年及び組が特定される。

この点、当該学科、学年及び組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、野球部の練習中の体罰事故であるという情報が開示されていることから、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組を公にすると、実施機関が本件処分により文書33について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手氏名、事故相手住所及び事故相手保護者氏名の部分について

事故相手氏名、事故相手住所及び事故相手保護者氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒又はその保護者が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

メ 文書34について

実施機関が本件処分により文書34について不開示とした情報は、別表の

「文書34」の欄の「実施機関が開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書34に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書34について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書34について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるとまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分について

事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分については、それらを公にすることにより、文書34に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学科、学年及び組が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学科、学年及び組が特定されても、本件においては、当該学科、学年及び組には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組と、実施機関が本件処分により文書34について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名、事故相手住所及び事故相手保護者氏名の部分について

事故相手氏名、事故相手住所及び事故相手保護者氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒又はその保護者が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

モ 文書35について

実施機関が本件処分により文書35について不開示とした情報は、別表の「文書35」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていること

が認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書35に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書35について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（イ）事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（ウ）事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書35について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手学科及び事故相手学年の部分について

事故相手学科及び事故相手学年の部分については、これらを公にすることにより、文書35に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学科及び学年が特定される。

この点、当該学科及び学年には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、野球部の練習中の体罰事故であるという情報が開示されていることから、事故相手学科及び事故相手学年を公にすると、上記の部活動に係る体罰事故の状況等の実施機関が本件処分により文書35について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、事故相手学科及び事故相手学年の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

ヤ 文書36について

実施機関が本件処分により文書36について不開示とした情報は、別表の「文書36」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書36に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書36について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事

故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書36について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書36に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書36について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ユ 文書37について

実施機関が本件処分により文書 37 について不開示とした情報は、別表の「文書 37」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。
(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書 37 に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書 37 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書 37 について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第 7 条第 2 号に該当するとはいえず、

開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書37に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられる上、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書37について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を経営することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ヨ 文書38について

実施機関が本件処分により文書38について不開示とした情報は、別表の「文書38」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

また、同文書には、部活動に関連して起きた体罰の状況、学校側の対応等の情報が記載されている。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書38に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書38について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア(ウ)で検討したと

おり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

この点、文書38について、当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、実施機関は、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書では開示しないとしていた事故者の姓を、開示の実施を行う際に誤って開示している事実が認められるが、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書38について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年・組の部分について

事故相手学年・組の部分については、これを公にすることにより、文書38に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年・組が特定される。

この点、当該学年・組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、サッカー部の関東大会県予選終了後に発生した体罰事故であるという情報が開示されている。

そうすると、上記の部分公にすると、実施機関が本件処分により文書38について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、事故相手学年・組の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(オ) 事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

ラ 文書39について

実施機関が本件処分により文書39について不開示とした情報は、別表の「文書39」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科及び事故相手学年の部分について

記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科及び事故相手学年の部分については、まず、校長氏名及び事故者氏名は、特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

しかし、文書39について、当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、実施機関は、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書では開示しないとしていた事故相手の姓を、開示の実施を行う際に誤って開示している事実が認められる。

また、本件については、既に本件処分において、マナーアップ週間における登校指導の際に発生した体罰事故であることや、事故者が事故相手の担任であるという情報が開示されている。

そうすると、上記の各部分を公にすると、既に開示されている事故相手の姓や体罰事故の発生時の状況に係る情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となり得るものと認められる。

したがって、上記の各部分は、特定の個人である事故相手の生徒が識別され得る情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(イ) 事故相手姓の部分について

事故相手姓の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

リ 文書40について

実施機関が本件処分により文書40について不開示とした情報は、別表の「文書40」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書40に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書40について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書40について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それ

をもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ル 文書41について

実施機関が本件処分により文書41について不開示とした情報は、別表の「文書41」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書41に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書41について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、

条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書4-1について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

レ 文書4-2について

実施機関が本件処分により文書4-2について不開示とした情報は、別表の「文書4-2」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 学校名及び校長氏名の部分について

学校名及び校長氏名の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、学校名及び校長氏名の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書4-2に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書4-2について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員

の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書42について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでには認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書42に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書42について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

ロ 文書43について

実施機関が本件処分により文書43について不開示とした情報は、別表の「文書43」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、

上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書43に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書43について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（イ）事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（ウ）事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書43について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

（エ）事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある

とすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書43に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書43について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名及び事故相手姓の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということはできない。

ワ 文書44について

実施機関が本件処分により文書44について不開示とした情報は、別表の「文書44」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書44に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書44について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公

にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書44について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書44に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書44について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分をおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名及び事故相手姓の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

ヲ 文書45について

実施機関が本件処分により文書45について不開示とした情報は、別表の「文書45」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行としておにされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらをおにすることにより、文書45に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書45について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分をにおにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、

事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書45について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書45に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書45について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ン 文書46について

実施機関が本件処分により文書46について不開示とした情報は、別表の「文書46」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書４６に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書４６について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第７条第２号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第７条第２号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書４６について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第７条第２号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第７条第２号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書４６に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書４６について開示した情

報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

ア' 文書47について

実施機関が本件処分により文書47について不開示とした情報は、別表の「文書47」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書47に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書47について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるとは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえ、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者姓の部分について

事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名（ふりがなを含む。）は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓

も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名（ふりがなを含む。）及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書47について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるもまでは認められず、また、上記の部分公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日（「元号」、「年」、「月」及び「日」の部分を除く。）、事故相手住所、事故相手電話番号、事故相手父母氏名及び事故相手父母勤務先の部分について

事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日（「元号」、「年」、「月」及び「日」の部分を除く。）、事故相手住所、事故相手電話番号、事故相手父母氏名及び事故相手父母勤務先の部分については、特定の個人である事故相手の生徒及びその父母が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(カ) 事故相手出身学校名、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分について

事故相手出身学校名、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組の部分については、これらを公にすることにより、文書47に記載されている特定の個人である事故相手の生徒の出身学校名並びに所属する学科、学年及び組が特定される。

この点、当該学科、学年及び組には多数の生徒が在籍していると考えられるが、本件については、既に本件処分において、事故相手である生徒がサッカー部に所属しているという情報が開示されていることから、事故相

手出身学校名、事故相手学科、事故相手学年及び事故相手組を公にすると、実施機関が本件処分により文書47について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、上記の各部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

イ' 文書48について

実施機関が本件処分により文書48について不開示とした情報は、別表の「文書48」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書48に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書48について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア(ウ)で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、実施機関が本件処分により文書48について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるとまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、これを公にすることにより、文書48に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

しかし、特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定されても、本件においては、当該学年には多数の生徒が在籍していると考えられ、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書48について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

ウ' 文書49について

実施機関が本件処分により文書49について不開示とした情報は、別表の「文書49」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、学校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書49に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書

49について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、実施機関が既に本件処分により文書49について、事故相手の学年を開示している上、事故相手学年と、実施機関が本件処分により文書49について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故発生棟名及び事故発生教室名、授業名（特定の試験の課外指導）、事故相手学科名並びに事故相手組の部分について

事故発生棟名及び事故発生教室名、授業名（特定の試験の課外指導）、事故相手学科名並びに事故相手組の部分については、これらを開示することにより、文書49に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が使用する棟と教室、履修している授業、所属する学科及び組が特定される。

そして、本件においては、当該棟と教室名、授業名、学科名及び組と、実施機関が本件処分により文書49について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、事故発生棟名及び事故発生教室名、授業名（特定の試験の課外指導）、事故相手学科名並びに事故相手組の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

(エ) 事故者氏名及び事故者姓の部分について

事故者氏名及び事故者姓の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であり、事故者姓も学事関係職員録等と照合することにより事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏

名及び事故者姓は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名及び事故者姓を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書49について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(カ) 事故相手氏名及び事故相手姓の部分について

事故相手氏名及び事故相手姓の部分については、上記ア(キ)で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

エ' 文書50について

実施機関が本件処分により文書50について不開示とした情報は、別表の「文書50」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア(イ)で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア(イ)で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書50に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書50について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公

にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名の部分について

事故者氏名の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、事故者氏名を公にしても、本件においては、実施機関が本件処分により文書50について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められない。

さらに、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(エ) 事故者担当教科の部分について

事故者担当教科の部分については、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人を識別することができることまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(オ) 事故相手・保護者の心情の部分について

事故相手・保護者の心情の部分については、今後の部活動の指導についての依頼であり、事故相手・保護者の心情のような事故相手・保護者の人格と密接に関係するものであることまでは認められず、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

オ' 文書51について

実施機関が本件処分により文書51について不開示とした情報は、別表の「文書51」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書51に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する児童は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書51について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の児童を識別することができるまでは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得る。

この点、本件については、既に本件処分において、特別支援学校におけ

る体罰事故であるという情報が開示されており、特別支援学校のクラスには多数の児童が在籍しているとは考えられないことから、事故者氏名を公にすると、上記（ア）で開示すべきとした学校名や、実施機関が本件処分により文書51について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となるおそれがあると認められる。

また、事故者担当学年・組についても、同様に、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

（エ）事故相手学年・組及び事故発生場所学年・組の部分について

事故相手学年・組及び事故発生場所学年・組の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これらを公にすることにより、文書51に記載されている特定の個人である事故相手の児童が所属する学年・組が特定される。

そして、本件については、上記（ウ）で検討したとおり、既に本件処分において、特別支援学校における体罰事故であるという情報が開示されている上、特別支援学校のクラスに多数の児童が在籍しているとは考えられないことから、上記の各部分を公にすると、実施機関が本件処分により文書51について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の児童の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、上記の部分は、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

（オ）事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の児童が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

（カ）事故者の判断及び事故相手の様子の部分について

事故者の判断及び事故相手の様子の部分については、事故者の判断内容や事故相手が行おうとしていた行為に係る情報であり、事故相手の心情のように事故相手の人格と密接に関係するものであるとまでは認められず、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

カ' 文書52について

実施機関が本件処分により文書52について不開示とした情報は、別表の「文書52」の欄の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分である。

(ア) 割印、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分について

割印、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、まず、校長氏名は、上記ア（イ）で検討したとおり、特定の教職員を識別することができる情報であることは明らかであるが、特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、校長氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

また、割印、記号、学校名、校長氏名及び学校長の公印印影の部分については、上記ア（イ）で検討したとおり、それらを公にすることにより、文書52に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学校名が特定されることとなる。

しかし、当該学校名が特定されても、そこに所属する生徒は多数存在するから、本件においては、当該学校名と、実施機関が本件処分により文書52について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒が識別できるとまでは認められず、また、上記の各部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の各部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(イ) 事故発生場所住所の部分について

事故発生場所住所の部分については、上記ス（ウ）で検討したとおり、その部分を公にしたとしても、それをもって、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができるとは認められず、また、上記の部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(ウ) 事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分について

事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、上記ア（ウ）で検討したとおり、まず、事故者氏名は、事故者である特定の教職員を識別することができる情報であると認められるが、事故者である特定の教職員が公務員であること及び公務員である教職員の氏名は慣行として公にされていることが認められるから、事故者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

そして、事故者氏名を公にすると、学校名、事故発生年月日等の情報と照合することにより、事故者担当学年・組の特定が可能となり得る。

この点、本件については、既に本件処分において、特別支援学校における体罰事故であるという情報が開示されており、特別支援学校のクラスには多数の生徒が在籍しているとは考えられないことから、事故者氏名を公にすると、上記（ア）で開示すべきとした学校名や、実施機関が本件処分により文書52について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

また、事故者担当学年・組についても、同様に、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、事故者氏名及び事故者担当学年・組の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の各部分を開示すべきということとはできない。

（エ）事故相手学年の部分について

事故相手学年の部分については、上記ア（エ）で検討したとおり、これを公にすることにより、文書52に記載されている特定の個人である事故相手の生徒が所属する学年が特定される。

この点、本件については、既に本件処分において、特別支援学校における体罰事故であるという情報が開示されている上、事故者が事故相手の担当であったという情報が開示されていることから、事故相手学年を公にすると、上記（ア）で開示すべきとした学校名や、実施機関が本件処分により文書52について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、事故相手学年の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

（オ）事故相手氏名の部分について

事故相手氏名の部分については、上記ア（キ）で検討したとおり、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

（カ）事故の概要の部分（3行目2文字目から4行目3文字目まで）について

事故の概要の部分（3行目2文字目から4行目3文字目まで）については、事故相手に対する評価が記載されており、特定の個人を識別すること

はできないが、事故相手の人格に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(キ) 学校でとった処置の部分（下から2行目2文字目から38文字目まで）について

学校でとった処置の部分（下から2行目2文字目から38文字目まで）については、事故相手の居住の状況が記載されているところ、本件については、既に本件処分において、特別支援学校における体罰事故であるという情報が開示されており、上記の部分を開示すると、上記（ア）で開示すべきとした学校名や、実施機関が本件処分により文書52について開示した情報等と照合することにより、特定の個人である事故相手の生徒の識別が可能となるおそれがあると認められる。

したがって、上記の部分については、特定の個人である事故相手の生徒が識別される情報であるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

よって、上記の部分を開示すべきということとはできない。

(ク) 学校でとった処置の部分（下から1行目1文字目から8文字目まで）について

学校でとった処置の部分（下から1行目1文字目から8文字目まで）については、学校でとった処置の内容に係る情報であり、上記の部分を開示することにより、特定の個人である事故相手の生徒を識別することができることとまでは認められず、また、上記の部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められない。

したがって、上記の部分は、条例第7条第2号に該当するとはいえず、開示すべきである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

4 付言

本件審査請求において、審査請求人は、平成29年12月7日付けで審査請求を行っているが、実施機関が弁明書を提出したのは、令和2年12月17日と、

審査請求が行われてから約3年が経過しており、また、実施機関が本件審査請求を受け付けてから、当審査会に対し令和4年2月9日に本件諮問を行うまでに、約4年2月の期間を要している。

実施機関が本件審査請求の受付から本件諮問までの期間が上記のような長期間となったことは、行政不服審査法が定める国民の権利利益救済のための簡易迅速な手続による不服申立て制度の運用として、甚だ不適切なものというほかない。

実施機関においては、今後、同様の事務処理が行われることのないよう、厳に注意し、上記の不服申立て制度の趣旨に則した真摯かつ迅速な対応を行うことを、付言する次第である。

また、当審査会において開示実施文書の写しを確認したところ、別表の文書30及び文書39の不開示部分に含まれるものとみられる特定の個人である事故相手の生徒の姓が開示されていることが認められる。

この点につき、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該姓は、本件処分における不開示部分に含まれていたものの、誤って開示実施したものである旨説明するものであり、開示実施において、実施機関による慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ない。

今後、実施機関においては、同様の事態を生じさせないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和4年	2月	9日	諮問受理
令和4年	4月	20日	審査（令和4年度第1回審査会第二部会）
令和4年	6月	24日	審査（令和4年度第3回審査会第二部会）
令和4年	7月	29日	審査（令和4年度第4回審査会第二部会）
令和4年	8月	24日	審査（令和4年度第5回審査会第二部会）
令和4年	9月	6日	審査（令和4年度第6回審査会第二部会）
令和4年	10月	26日	審査（令和4年度第7回審査会第二部会）
令和4年	11月	30日	審査（令和4年度第8回審査会第二部会）
令和4年	12月	21日	審査（令和4年度第9回審査会第二部会）
令和5年	1月	30日	審査（令和4年度第10回審査会第二部会）
令和5年	2月	13日	審査（令和4年度第11回審査会第二部会）
令和5年	3月	2日	審査（令和4年度第12回審査会第二部会）
令和5年	5月	19日	審査（令和5年度第2回審査会第二部会）
令和6年	1月	17日	審査（令和5年度第10回審査会第二部会）
令和6年	3月	13日	審査（令和5年度第12回審査会第二部会）
令和6年	4月	22日	審査（令和6年度第1回審査会第二部会）
令和6年	6月	10日	審査（令和6年度第3回審査会第二部会）

令和6年 7月 5日	審査（令和6年度第 4回審査会第二部会）
令和6年 8月20日	審査（令和6年度第 5回審査会第二部会）
令和6年 9月20日	審査（令和6年度第 6回審査会第二部会）

別表

文書番号	行政文書の名称	不開示とした理由	実施機関が不開示とした部分	開示相当部分
文書1	学校事故の報告について（平成25年6月7日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故者姓、教育長氏名、事故者生年月日、事故相手生年月日、事故相手学年・組、事故相手年齢、事故相手氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故者姓、教育長氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手学年・組、事故相手年齢
文書2	学校事故報告について（平成25年3月13日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手学年、教頭氏名、教育長氏名、関係教諭氏名、関係教諭学年、関係教諭姓、教育長姓、事故者姓、教頭姓 ・ 保護者の意見や心情等 ・ 事故相手の意見や心情等 ・ 事故相手が体罰を受けた部位、態様及び回数並びに部活名の部分（2ページ24行目35文字目から41文字目まで、同25行目1文字目から5文字目まで、同28行目7文字目から19文字目まで、同31行目28文字目から40文字目まで、同32行目7文字目から17文字目まで、同34行目36文字目か 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村名、教育長氏名、教育長姓、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、関係教諭学年（2ページ21行目17文字目及び31文字目） ・ 事故相手が体罰を受けた部位、態様及び回数並びに部活名の部分（2ページ24行目35文字目から41文字目まで、同25行目1文字目から5文字目まで、同28行目7文字目から19文字目まで、同31行目28文字目から40文字目まで、同32行目7文字目から17文字目まで、同34行目36文字目から40文字目まで、同35行目1文字目から7文字目まで、同37行目26文字目から38文字目まで、同40行目27文字目から39文字目まで及び同42行目22文字目から34文字目まで）

			ら40文字目まで、同35行目1文字目から7文字目まで、同37行目26文字目から38文字目まで、同40行目27文字目から39文字目まで及び同42行目22文字目から34文字目まで)	
文書3	学校事故報告について(平成25年3月15日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、学年、教育長氏名、教頭姓、事故者姓、事故相手姓、関係教諭姓 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手学年・組、事故相手年齢、事故相手担任氏名、学年、教育長氏名、教頭姓、事故者姓、関係教諭姓 ・保護者の意見や心情等のうち、父親の発言の一部の部分(2ページ5行目1文字目から6行目8文字目まで、同20行目10文字目から26文字目まで、同29行目30文字目から30行目10文字目まで、同37行目11文字目から19文字目まで及び23文字目から38行目2文字目まで、同45行目14文字目から33文字目まで、同47行目6文字目から33文字目まで並びに3ページ8行目26文字目から9行目11文字目まで)

文書4	学校事故報告について（平成25年3月19日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手年齢、学年、事故相手の既往症、市町村の別、スクールカウンセラー氏名 ・事故相手・事故相手保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名、市町村の別、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」
文書5	学校事故報告について（平成25年3月15日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故相手学年・組、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故発生場所学年・組 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故相手学年・組、事故者氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢、事故発生場所学年・組
文書6	学校事故報告について（平成25年3月15日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等及び保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢
文書7	学校事故報告について（平成25年4月8日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、学校住所、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢 ・事故相手・保護者の意見や心情等のうち、事故相手が受けた体罰の内容（2ページ12行

			<ul style="list-style-type: none"> ・事故相手・保護者の意見や心情等 ・事故者の意見や心情等 	目 2 3 文字目から 2 9 文字目まで)
文書 8	学校事故報告について（平成 25 年 3 月 1 5 日）	条例第 7 条第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生教室学年・組、事故者氏名、事故者担当学年・組、学年（3 ページ 1 5 行目 3 3 文字目）、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手学年・組 	文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生教室学年・組、事故者氏名、事故者担当学年、学年（3 ページ 1 5 行目 3 3 文字目）、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢、事故相手学年
文書 9	学校事故報告について（平成 25 年 3 月 1 8 日）	条例第 7 条第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、教育長氏名、事故者姓、関係教諭氏名、関係教諭姓、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手学年・組、関係教諭が学年主任を務めている学年、事故相手担任氏名、事故相手姓、教頭姓 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、教育長氏名、事故者姓、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢、教頭姓 ・保護者の意見や心情等のうち、事故相手が受けた体罰の内容（2 ページ 7 行目 2 4 文字目から 8 行目 5 文字目まで）
文書 1 0	学校事故報告について（平成 25 年 3 月 1 5 日）	条例第 7 条第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、担任教諭姓、教育長氏名、事故相手氏名、事故相手学年・組 ・関係生徒へのアンケート調査の回答に記載された書き込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、教育長氏名 ・関係生徒へのアンケート調査の回答に記載された書き込み

文書11	学校事故報告について（平成25年3月14日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者担当学年、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手氏名、事故相手生年月日 ・事故相手の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者担当学年、事故者氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」 ・事故相手の意見や心情等
文書12	学校事故報告について（平成25年6月7日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手担任氏名、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢
文書13	学校事故報告について（平成25年3月11日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所、事故発生場所住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、教頭氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、市町村の別、施設名、広域地図（位置図）、事故者姓、学校地図（学校を中心とした周辺地図）、事故発生時状況図、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手年齢、（学年主任の担当及び複数の野球部員の）学年、事故相手姓、学年主任氏名 ・保護者の意見や心情等、事故相手の意見や心情等、関係生徒の意見や心情等、祖母の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所、事故発生場所住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、教頭氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、市町村の別、施設名、広域地図（位置図）、事故者姓、学校地図（学校を中心とした周辺地図）、事故発生時状況図（事故相手氏名及び姓を除く。）、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」 ・保護者の意見や心情等のうち、部活の状況や体罰を受けた事実（2ページ目14行目29文字目から15行目34文字目まで）

			や心情等	
文書14	学校事故報告書 (平成25年3月18日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故発生教室学年・組、学校住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、教育長氏名、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手姓 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、学校住所、教育長氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢
文書15	学校事故報告書 (平成25年3月18日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、学校住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、教育長氏名、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等、関係児童の意見や心情等、保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、学校住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、教育長氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等及び関係児童の意見や心情等のうち、行為の内容について発言している部分(1ページ25行目6文字目から17文字目まで、同29行目18文字目から25文字目まで)

文書16	学校事故報告について（平成25年3月22日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、学校住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故発生場所学年・組、事故相手学年・組、事故者生年月日、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手年齢、事故相手住所 ・ 保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、学校住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故発生場所学年・組、事故相手学年・組、事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢
文書17	学校事故報告について（平成25年3月18日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、市町村の別、事故発生場所学年・組、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故者生年月日、担任教諭氏名、事故相手学年・組、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 ・ 特定の児童の保護者の発言が記載されている部分（1ページ21行目43文字目から22行目7文字目まで及び2ページ9行目31文字目から39文字目まで） ・ 特定の児童の保護者が学級内のいじめについて相談した内容が記載されている部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、市町村の別、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」 ・ 特定の児童の保護者の発言が記載されている部分（1ページ21行目43文字目から22行目7文字目まで及び2ページ9行目31文字目から39文字目まで）

<p>文書18</p>	<p>学校事故報告について（平成25年3月18日）</p>	<p>条例第7条第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、教頭氏名、教頭姓、市町村の別、事故現場地図、指導室長氏名、教務主任氏名、事故発生場所学年・組、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故者姓、関係教諭氏名、関係教諭姓、組 ・ 保護者及び事故相手の意見や心情 ・ 教員が保護者に伝えた内容の部分（6ページ下から6行目2文字目から3行目9文字目まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、教頭氏名、教頭姓、市町村の別、事故現場地図、指導室長氏名、教務主任氏名、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢 ・ 保護者及び事故相手の意見や心情の部分のうち、体罰の内容や学校生活の状況説明における時期に関する情報、体罰後の学校の対応及び児童の登校に関する情報について記載されている部分（2ページ下から9行目2文字目から15文字目まで、3ページ5行目2文字目から6行目10文字目まで、5ページ25行目2文字目から8文字目まで、同27行目2文字目から6文字目まで、同28行目2文字目から8文字目まで、6ページ下から1行目2文字目から24文字目まで、7ページ4行目2文字目から20文字目まで及び同9行目27文字目から11行目10文字目まで） ・ 教員が保護者に伝えた内容の部分（6ページ下から6行目2文字目から3行目9文字目まで）
-------------	-------------------------------	-----------------	--	---

<p>文書19</p>	<p>学校事故報告について（平成25年3月15日）</p>	<p>条例第7条第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手学年・組、学年 ・ 保護者の意見や心情等、事故相手の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢、学年 ・ 保護者の意見や心情等のうち、事故相手が体罰を受けた時期や体罰の内容等（2ページ25行目19文字目から26行目11文字目まで及び3ページ41行目18文字目から29文字目まで） ・ 事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が体罰を受けた日時及び内容、事故相手が体罰を受けたときの部活動の練習状況及び体罰の内容並びに事故相手と事故者とのやり取り（3ページ3行目8文字目から5行目7文字目まで、同8行目8文字目から10行目7文字目まで、同12行目8文字目から35文字目まで、同13行目18文字目から14行目15文字目まで、同18行目8文字目から20行目27文字目まで、同24行目8文字目から25行目24文字目まで、同29行目8文字目から30行目12文字目まで及び同31行目16文字目から27文字目まで）
-------------	-------------------------------	-----------------	---	---

文書20	学校事故の報告について（平成25年3月21日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、学校住所、事故発生場所学年・組、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組、教頭姓、教育長氏名、関係教諭氏名、事故者姓、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、学年主任の学年 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、学校住所、事故発生場所学年・組、事故者担当学年・組、事故者氏名、事故相手学年・組、教頭姓、教育長氏名、関係教諭氏名、事故者姓、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年
文書21	学校事故報告について（平成25年3月19日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故者担当学年・組、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手担任氏名（ふりがなを含む。）、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手年齢、大会名、対戦相手学校名、教頭氏名、関係教諭氏名 ・事故相手の様子 ・保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、大会名の一部（1ページ21行目10文字目から13文字目まで） ・事故相手の様子（2ページ16行目3文字目から24文字目まで）
文書22	学校事故報告について（平成25年3月18日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、教育長氏名、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故者生年月日、事故相手学年・組、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等、保護者の意見や心 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、教育長氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」、「日」、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が行った行為（26行目2文字目から11文字

			情等	目まで)
文書23	学校事故報告について(平成25年3月19日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日、事故相手年齢、事故相手学年・組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割印、文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故者氏名、事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢
文書24	学校事故報告について(平成24年8月6日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所、事故発生住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、教頭姓、指導主事氏名、教育長氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、(複数の部員の)学年、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手生年月日、事故相手年齢、事故相手学年・組、担任教諭氏名、(練習試合の対戦相手の)学校名 ・ 保護者の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所、事故発生住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、教頭姓、指導主事氏名、教育長氏名、関係教諭氏名、関係教諭姓、(複数の部員の)学年、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢、(練習試合の対戦相手の)学校名
文書25	学校事故報告について(平成25年3月25日)	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故相手学年・組、学年、事故者氏名、教頭氏名、事故者生年月日、事故相手氏名、事故相手年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書記号、市町村名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故相手学年・組、学年、事故者氏名、教頭氏名、事故者生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢

文書26	学校事故報告について（平成25年3月25日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故相手担任氏名、（事故発生場所教室及び聞き取り調査の対象の）学年・組、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故者校務分掌、事故相手学年・組、教育長氏名、事故者生年月日、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号、市町村名、学校名、学校長氏名、教育長・学校長の公印印影、事故相手担任氏名、（事故発生場所教室及び聞き取り調査の対象の）学年・組、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者担当学年・組、事故者校務分掌、事故相手学年・組、教育長氏名、事故者生年月日及び事故相手生年月日のうち、元号、「年」、「月」及び「日」、事故相手年齢 ・事故相手の意見や心情等のうち、事故相手が受けた体罰の有無に関する回答等の部分（2ページ26行目22文字目から37文字目まで、同36行目12文字目から17文字目まで及び3ページ7行目16文字目から19文字目まで）
文書27	県立高等学校における事故報告書（平成25年2月22日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当教科 	実施機関が不開示とした部分全て
文書28	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月2日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科 	実施機関が不開示とした部分全て

文書29	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月5日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手氏名、事故相手学年、事故相手組	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者担当教科、事故相手学年の一部（14行目9文字目）
文書30	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月2日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手学科、事故相手組、事故相手氏名	なし
文書31	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が開示しなかった部分全て
文書32	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月5日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手氏名	実施機関が開示しなかった部分のうち、事故相手氏名を除いたもの
文書33	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月5日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科、事故相手学年、事故相手組、事故相手氏名、事故相手住所、事故相手保護者氏名	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科

文書34	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月5日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科、事故相手学年、事故相手組、事故相手氏名、事故相手住所、事故相手保護者氏名	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科、事故相手学年、事故相手組
文書35	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月2日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手学科、事故相手氏名	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当教科
文書36	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が不開示とした部分全て
文書37	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が不開示とした部分全て
文書38	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月3日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手組、事故相手氏名	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科
文書39	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月3日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学科、事故相手学年、事故相手姓	なし

文書40	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月2日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科	実施機関が開示とした部分全て
文書41	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月3日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当教科	実施機関が開示とした部分全て
文書42	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月8日）	条例第7条第2号	・学校名、校長氏名、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が開示とした部分全て
文書43	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月12日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手氏名、事故相手姓	実施機関が開示とした部分のうち、事故相手氏名及び事故相手姓を除いたもの
文書44	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月12日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学年、事故相手氏名、事故相手姓	実施機関が開示とした部分のうち、事故相手氏名及び事故相手姓を除いたもの
文書45	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が開示とした部分全て

文書46	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が開示とした部分全て
文書47	県立高等学校における事故報告書（平成24年6月9日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者姓、事故者担当教科、事故相手氏名（ふりがなを含む。）、事故相手生年月日、事故相手出身学校名、事故相手学科、事故相手学年、事故相手組、事故相手住所、事故相手電話番号、事故相手父母氏名、事故相手父母勤務先	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名（ふりがなを含む。）、事故者姓、事故者担当教科
文書48	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月4日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者担当教科、事故相手学年	実施機関が開示とした部分全て
文書49	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月3日）	条例第7条第2号	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故発生棟名及び教室名、授業名（特定の試験の課外指導）、事故相手学科名、事故相手学年、事故相手組、事故相手氏名、事故相手姓	・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故者氏名、事故者姓、事故者担当教科、事故相手学年

文書50	県立高等学校における事故報告書（平成25年4月2日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当教科 ・事故相手・保護者の心情 	実施機関が不開示とした部分全て
文書51	県立特別支援学校における事故報告書（平成25年3月14日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年・組、事故発生場所学年・組、事故相手氏名 ・事故者の判断、事故相手の様子 	<ul style="list-style-type: none"> ・記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所 ・事故者の判断、事故相手の様子
文書52	県立特別支援学校における事故報告書（平成25年3月28日）	条例第7条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所、事故者氏名、事故者担当学年・組、事故相手学年、事故相手氏名 ・事故の概要の部分（3行目2文字目から4行目3文字目まで） ・学校でとった処置が記載された部分（下から2行目2文字目から38文字目まで及び下から1行目1文字目から8文字目まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、記号、学校名、校長氏名、学校長の公印印影、事故発生場所住所 ・学校でとった処置が記載された部分（下から1行目1文字目から8文字目まで）

(注) 1 行数の数は、罫線は数えない。

2 文字数の数は、句読点、括弧、記号及び半角文字も1文字と数え、空白は数えない。